

平成24年第1回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成24年 3月18日(日曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君

足寄町農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	長南和彦君
-----------	-------

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

日程第1 行政報告 < P 3 >

日程第2 一般質問 < P 4 ~ P 5 6 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運営委員会報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 3月12日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を1件申し上げます。

町営住宅の火災の件でございます。町営住宅で発生いたしました火災について、御報告をいたします。

平成24年3月5日、午後7時56分ごろ、足寄町旭町1丁目31番地1、町営住宅東団地2階、876号において火災が発生をいたしました。

入居者であります親子2人は、外出中でありましたが、階下の住民が煙に気づいて足寄

消防署に通報し、足寄消防署から消防車等計7台が出動して消火に当たり、午後8時37分ごろ鎮火いたしました。

被災状況といたしましては、出火元であります2階四畳半和室の壁及び天井の一部が焼けました。

また、消火のための放水により、階下の住宅におきましても水浸しの状態になりました。

出火原因及び損害額等詳細に関しましては、現在調査中でございますが、財団法人全国自治協会建物災害共済へ住宅の復旧に向けた手続を進めておるところでございます。

復旧までの住宅確保につきましては、2階の方は子供の住宅に転居し、階下の方は本人の希望により下愛冠の町営住宅に一時的に転居することとなりました。

迅速な通報と消火活動により延焼を食い止め、人身事故などの重大な被害に至らなかったことは不幸中の幸いでありましたが、今後このようなことがないよう、火災予防に対する一層の啓発を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

議長あいさつ

議長（吉田敏男君） 次の日程に入ります前に、一言申し上げます。

本日、3月18日は日曜日ですが、足寄町議会が初めて日曜日に町執行者の協力を得て、議会を開催するに当たりました経過を説明をさせていただきます。

足寄町議会は、平成21年3月に町民に身近な意思決定機関、議会及び議員活動の活性化と充実のために、議会改革・活性化等調査特別委員会を設置をいたしまして、平成23年3月に、町民の声を町政に反映できるように、議会総合条例を制定をしたところでございます。

その中におきまして、本日の日曜議会では

一般質問を行い、多くの町民の皆様方に議会に関心を持っていただき、議会を傍聴をしていただくのが目的でございます。

多くの町民の皆様方の御参加をいただいております。本当にありがとうございます。

どうか、町民の皆様方にわかりやすい質問、答弁となりますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、報道機関の取材のため、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可することにしたいと思います。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般質問通告書に基づいて、次の事項を質問します。

コミュニティバスの運行について、高齢者や障害者などの交通弱者対策として、通院や買い物などの日常生活のための足の確保を目的とした、町内を巡回するコミュニティバスの運行計画を平成24年度中に実施する可能性があるのか、以下について考え方を伺います。

1、運行には、国土交通省の補助事業を活用していくのか。2、協議会を設立させ、必要な計画を策定をするのか。3、町の患者輸送バス、十勝バス路線、福祉タクシーとの競合性はどうするのか。4、弱者の配慮から、乗降口の段差がなく、車いすへの対応をしたバスの導入をしていくのか。5、平成24年度中に試験運行をするのか、また本格運行を目指しているのか。

以上のとおり、質問をします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

コミュニティバスの運行についての御質問ですが、コミュニティバスは、路線バスによるサービスが提供されていない、いわゆる公

共交通空白地域の交通需用に対応するために、採算性を抜きにして公共的施策として実施されるバス運行サービスで、無料もしくは低料金で小型バスなどを使用し、小回りのきく運行をしていることから全国的にも急速に導入が行われております。

従来バスが運行されていなかった区間に、低料金のサービスが提供されることから、利用者からの評判がよいことは当然であります。高額な公費負担が必要な事業でもあります。

まず本町におきましては、現在、十勝バスにより、ふるさと銀河線代替バスが町内の南北を走り、住民だれもが目的を問わず無料で利用できる僻地患者輸送車が、芽登、上利別、螺湾方面に合計8路線を週に1回から3回運行しており、さらに足寄タクシー有限会社に委託をして、市街地区の高齢者・障害者等の町内医療機関への通院支援事業と拓殖バス廃止後の対応として足寄市街地と上士幌市街地間の生活交通の確保を図っております。

また、スクールバスへの一般住民の乗車も可能としておりますが、登下校時間帯の運行に限られているなどの制約があり、一般住民の利用はほとんどないのが状況でございます。

そのほかに、介助が必要な方を対象とした社会福祉協議会による外出支援サービス等が提供されております。

現在運行している僻地患者輸送車はコミュニティバスとしての機能を有しており、市街地区の高齢者・障害者等の通院支援事業もコミュニティバスに近い運行形態をとっておりますが、市街地区の交通弱者等を対象とした市街地内循環バスの導入や利用者の希望に対応した使いやすい公共交通の提供、さらに町内外の交通機関の連携に関する検討が必要であると考え、国土交通省所管の平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これを活用して、本町に適した地域交通のあり方を検討し計画を策定する足寄町地域生活交通ネットワーク計画策定事業の実施を予定

をしております。

さて、1点目の運行に補助事業を活用していくのかということの質問でございますが、平成24年度実施予定の足寄町地域生活交通ネットワーク計画策定事業については、全額を国庫補助金により実施する予定であります。現在の国や北海道のバス運行に対する支援は、1日当たりの輸送人員や運行回数等の補助基準から考えると、一般的なコミュニティバスの運行形態では補助基準を満たさず、赤字額全額を町費で負担する可能性が高いものと見込んでおりますが、本格運用を行う際には車両購入費等を含めて活用可能な補助事業等がないか、帯広運輸支局等の関係機関の助言をいただきながら、最適な方法を選択したいと考えております。

2点目の協議会を設立させ、計画策定をすることになるのかとの御質問でございますが、平成20年に市街地区の高齢者、障害者等の通院支援やオンネトー地区での公共交通機関の導入等を検討するために、帯広運輸支局、本別警察署、帯広開発建設部、十勝総合振興局帯広建設管理部、バスやタクシー事業者、足寄町商工会、NPO法人あしよる観光協会や自治会などの代表者に参加いただき設置した、足寄町地域公共交通活性化協議会におきまして、広大な中山間地域に住宅が散在する足寄町に適した交通体系の確立について調査、検討を行い、足寄町地域生活交通ネットワーク計画策定事業に取り組む予定をしているところでございます。

3点目の既存の交通機関との競合性はどうするのかについてでございますが、現在運行している各種交通機関の運行をベースに、高齢者社会における市街地での通院や買い物、その他の目的のための移動手段を充実させ、さらに、町外ネットワークへのスムーズな接続も検討すべきであると考えており、既存交通体系の改良や新たな運行体制の導入、これらの効果的な組み合わせ等について、十勝バス株式会社や足寄タクシー有限会社等の関係者にも参加いただく足寄町地域公共交通活性化

協議会で十分な協議を行い、よりよい体系を確立したいと考えております。

4点目の弱者の配慮から乗降口の段差がなく車いすに対応したバスの導入をしていくのかという御質問ですが、利用者の多くが、高齢者や障害者であることから、低床で車いす対応のノンステップバスの導入が望ましいと考えておりますが、足寄町地域公共交通活性化協議会において、さまざまな角度からの検討をしていただきたいと考えているところでございます。

5点目の平成24年度に試験運行をするのか、本格運行を目指しているのかということについてでございますが、試験運行には補助制度がなく、また、僻地患者輸送車や市街地区の高齢者、障害者等の通院支援事業の利用実績のデータがありますので、足寄町地域生活交通ネットワーク計画策定事業において、町内すべての公共的サービスの提供形態や利用状況等の交通手段の現況調査、日常の移動方法や目的地等の顕在需要及び潜在的な移動需要を把握するための全世帯を対象にした住民ニーズ調査、既存公共交通機関等利用者の利用状況や新たなニーズを把握するための利用者ニーズ調査、地域住民説明会等を開催をし、総合的な見直しに必要な調査を行う予定であることから、現時点では試験運行は予定しておりませんが、足寄町地域公共交通活性化協議会の検討状況によっては、最低限必要な試験運行を町費により行うことを検討したいと考えております。

コミュニティバスの運行に対する住民の関心は高く、利用者からは土日も運行してほしい、運行回数をふやしてほしい、路線をふやしてほしい、料金を無料または安くしてほしい等の要望がある一方で、空気を運ぶバスにはいけない、乗客がいないバスは廃止すべきだなどの採算性を求める声もあるため、本町に適した交通体系のあり方の検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、町長からの明細な内容の御答弁をいただきましたけれども、まず、コミュニティバスの関係については、去年10月27日から11月2日の町長との触れ合い懇談会で、市街地の交通の移動手段としてコミュニティバスを、時期は明記していませんけれども、今現在、検討しているという内容が広報にも載っていましたし、それも見ています。

もう一つは、24年2月21日の臨時議会で足寄町高齢者保険福祉計画介護保険事業計画に関する審査特別委員会の議員の質問に対しても、今検討中だということでありましたので、期間も結構たっているものですから、私は今回、行政方針とか執行方針とか、それから行政報告の中でこういう考え方が出てくるのではないかという期待をしていたのです。

ところが、今回そういう内容の報告がなかったものですから、こういう質問をしているわけですが、

それで、次にこの説明を受けた後、バスの発着起点というか、そういうものは、これから細かいことは協議会で決めることになりましても、大卒のところ、ほかの町村とも含めて、やっぱり乗りやすいところ、おりやすいところ、これを今前提にやっているわけですが、足寄町は、そういう意味でも広いですから、町の中とか、だからどこを発着起点にして、どこを基準にするのか、その辺がまず、今の時点でわかっている段階で答弁を願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員からお話があったように、町政懇談会、あるいは高齢者福祉の御検討いただいた会議の場でも、私もその旨を発言させていただきました。

実は23年度から、先ほども答弁したとお

り、帯広運輸支局のほうとも検討するに当たっての補助金の打ち合わせ等々は、既に進めているところでございます。

ただ、まだ固まっておられませんので、当初予算にも計上しておりませんので、そういう意味で執行方針等々には触れなかったということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、議員から具体的な発着点等々を含めて、要は利便性の問題なのです。仮に運行するということになれば、当然それはもう一番の基本中の基本だというふうに思っております。

そこで、これも先ほどお答えしたのですが、一番のベースはやっぱり患者輸送バスが今現在、それこそ発着所も含めて、当初は病院だけしかとまっていなかったのですが、いろいろ住民要望等々もお聞きをしながら、かなり拡大をしております。役場の前をとまることになっていきますし、それから、一例を挙げますと、Aコープさんのところにもとまるようなこと、その他、いろんなところで拡大もしてきている。ベースはここにあるというふうに思っているのです。

それと、もう一つは、これもお話しさせていただきましたと、元町長の小林さんとお話したときに、こういう、私たちが問題提起があったのです。

意外と地域の方については患者輸送バスを含めて、スクールバスを含めて一定の足が確保されていると。意外と町の中の障害者の方ですとか、そういった分についてはちょっと穴があいているのではないかと、こんな御指摘もいただいたことから、当然そのところは対応しなくちゃいかなということ、これも先ほど御説明したとおり、タクシーを利用して、そういう、一部個人負担もあるのですが、そんなサービスも提供してということになりますから、ベースは今現在、町で取り組みをしている、そういった部分をベースにして、これをさらに利用しやすい、町民の方々のニーズにおこたえできる

ような方法を考えたいと、それが今、新聞報道等々にもありますとおり、管内でも取り組まれておりますけれども、コミバスの運行ということで検討したいということで、担当のほうと打ち合わせをしているというようなことでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。それで、問題はやっぱり初めての試みですから、今回、私は試験運行をまず実施して、そして本格移動に入ることだと思ったのですけれども、町長の答弁では、それでは補助金が出ないということで、本格運行を目指しているということなのですけれども。

ただ、ほかの町村では結構そういうことをやって、例えば、幕別も去年1回試験運行をやって、またことしも運行。それはなぜかという、利用状況を見てからということになっているのです。結局、あそこも幕別、広いですから、札内までありますから、そういうことで、やってみたけれど、去年はやっぱり乗車率があんまりよくなかったということで、一時凍結したのですけれども、またことし3月で、12月に2回ですか、そういうことで実施するということになっています。

それから、新得も今回、試験運行をやっていくと。だから、いろんな町村で、清水もそうだったのです、そういう経過を経て、そして、利用状況を見て、町民の声も聞いて、そして、運行したという、そして、本格運行に入ったという実績もあるものですから、その辺は私もちょっと心配しているところなのですけれども。

今まで、管内で本格運行しているのは紋別、帯広、音更、根室、清水、豊頃。これは、根室なんかは、町なんかは特に3回ぐらい実態調査をして、試験運転して、本格運行したというところもあります。

それで今、試験運行をして、終わって、や

るのは池田と新得と幕別。それから来年度に向けて、今考えているのは浦幌と白老町ということになっています。

そういうことで、その経過から見ても、いろんな問題点とか町民の要望なんかを協議会で恐らく聞くことになると思いますけれども、それから町長も、きょうの答弁で住民集会などを開いて意見を聞いておくとなってますけれども、その辺の心配はないのかどうか、ちょっとそこを聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中で、現時点では運行計画をまだ持っていないというお話をさせていただきました。

ただ、公団のほうでは当然、協議会の中で、いろいろ種々検討をしていただく。

やっぱり今、先ほどから申し上げているとおり、現行、私どもの町でサービス提供をしている患者輸送バス、あるいはスクールバス、それからタクシー利用等々含めて、ここをベースにしながら方向性が出てくれば、仮にバスでやるべしとなれば、当然、試験運行ということも必要になってくるのだというふうに思っております。

ですから、私自身の思いとしては、今の状況で十分に住民要望におこたえをしているということではないというふうに思っていますから、それで担当のほうにも、やっぱりコミュニティバス、この際、この間のサービス提供の部分の見直しも含めてやるべきでないのかというようなことで、問題提起をしながら、今取り組みをしているということでございますから、試験運行が全然視野に入っていないという意味ではございませんので、当然一定の積み重ね、検討をした中で、当然そういう場面も出てくるというふうに思っておりますので、そうなった場合については、先ほどもお答えしたとおり、試験運行も当然視野に入っている。そのときには当然、費用もかかりますから、その際にはまた、議会のほう

とも相談をさせていただきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、次ですけれども、先ほど言った、例えば、十勝バスだとか、それから患者輸送バス、スクールバス、それからもう一つは福祉タクシー。これは競合してやっていくということになっていきますけれども、これは競合するといっても、かなり難しい面も出てくるのでないかと思うのです。

それで、ほかの町村でやっているのは、そういうタクシー、行くときはコミュニティバスに乗って、帰りは福祉バスに乗ってという町村もあるのです、中には。その辺の連携をかなりとらなかつたら、やっぱり民間の十勝バスも走っていますから、その辺のことをちょっと私、心配なのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 御心配いただいているとおり、先ほどもお答えしましたけれども、当然、既存の十勝バスさん、あるいは足寄タクシーさん、ここの連携は欠かすことができませんので、ここと競争してやろうという、そういう意味ではございません。

ですから、形態を十分検討した上で、例えばバスでやるべしということになれば、例えば、その担い手として十勝バスさんにやってもらうのか、あるいは足寄タクシーさんにやってもらうのか、もっといえば、費用的なことも含めて十分検討して、むしろ市街地については、やっぱりタクシーを活用したほうが安上がりだよということになるとすれば、低料金で設定をして、その利用に伴って1回当たり、これだけの助成をしますという、そういう仕組みづくりがいいのかも含めて、いろんな考え方があるというふうに思うのです。

ともかくコミュニティバスに一本化をして、患者輸送バスも含めて、市街地のそういった交通弱者の方も含めて、コミュニティバスでもかくやっていくのだよという、そういう考え方に達するのか、あるいは分けて、やっぱり農村部については現行の患者輸送バスをベースにしてやる、それから市街地については、やっぱりタクシーのほうが安上がりだぞということであれば、そういうほうもあるんだというふうに思っております。

ですから当然、議員が心配されている既存業者との関係については当然、これを検討していく上に当たっては、一番重要な検討課題だというふうに思っていますので、これは当然、先ほども申し上げたとおり、現行の協議会の中に、この方々も入っていただいていますので、そこら辺については異論ないように検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、次に問題は、この4番目の回答でもいただいているのですけれども、ノンステップバスの導入が望ましいという、いろいろな角度から検討していますけれども、この関係で、例えば、このバスを導入するのか、それとも何カ所の町村では、委託をしてやっているところもあるのです、委託。そういうことも含めての考え方なのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） バスでやるということになれば、当然、低床バスということになるかなと思っております。

低床バスの場合については、実は道路の条件もあるのです。ただ、おかげさまで足寄町の道路事情、低床バスでちょっと支障があるところというのは、これも実際に具体の検討をしていかなきゃわかりませんが、基本的にやっぱりバスでやるということになれば

ば、低床バスということになるのがベターだろうというふうに思っております。

それからもっといえば、例えば、車いすの方が低床バスといえども利用できるのかというと、これはなかなか難しい部分も現実問題としてあるのかなというふうに思っております。

ですから、先ほどもお話ししたとおり、いろんな形で、形といたしますか、いろんな方策というのをやっぱり協議会の中で、多方面から検討していくべきだろうなというふうに思っています。ですから、やっぱり手法の問題だなと思っています。

ですから決して、今現在どこでもやっているようなコミュニティバス、コミュニティバスと言われてはいますが、私も一応、懇談会の中でもコミュニティバスの検討をしていきたいのだというお話をしていますが、決してバスでやるときに、私も決して固執しているわけではありません。いろんな形態があるのだろうなと思っています。

ですから、我が町の実情にあった形で、こういった輸送サービスを展開できればいいかなと、そんな思いでございますので御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、検討を重ねているということですから、具体的にもかなり出てきましたので、最後に1点だけ質問をして、私の質問を終わりたいと思っておりますけれども。

コミュニティバスの運行、導入については、町長もことしから始まる医療介護保健福祉連携システム、これの一環に入ると思うのです。

それで、この通院や買い物なんかをする人たちに、やっぱり生活の足の確保ということが前提ですし、今、るる町長から、そういうことも含めて検討しているんだよということがありましたので、最後になりますけれども、いつごろからこれを実施するのか、今年

度中にやるのか、それともこの辺がちょっと明記されていなかったものですから、その辺の考えと答弁をもらって終わりたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

現段階で、いつからやるのだということは、まだ意思決定をしておりますけれども、私の思いとしては、できるだけ早く可能であればやっていきたいなと思っております。

そういう意味では、その方向づけといたしますか、その計画の策定については、できるだけ早く協議会の中で問題をいただいて、当然先ほどもお答えしたことに関連するのですけれども、その中でやるべしということになるとすれば、それこそ試験運行等々も入ってきますから、24年度中の早いうちに、その方向づけだけはしっかりやって、そして次の展開に入って行くということで、やっていきたいというように考えていますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、10番、後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、11番 川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

鳥獣害防止対策についてをお伺いをいたします。

足寄町がシカさく設置に取り組んで、はや10年が過ぎました。総延長613キロメートルになり、多額の費用をかけ、被害防止に当たってきたところです。

現在、13シカさく組合を作り、それぞれシカさくの維持管理に、シカ等による農作物被害を効率的に防止するために農家等で構成する各集団が一致協力し、その運営を行っております。

道の発表によりますと、エゾシカの生息数

は60万とも65万頭とも言われており、逆にふえている様子です。

エゾシカによる被害面積、金額につきましては、3年間を見ますと、平成20年、被害面積で464ヘクタール、金額で1億6,700万円。平成21年度におきましては、483ヘクタールで、金額は1億3,800万円。平成22年度は535ヘクタールで、金額は1億3,300万円です。報告していない方を入れると、被害面積、被害金額とも、これ以上の被害があると思われます。

この厳しい時代を乗り越えるため、農業者は土づくり、生産を高める努力をして、収量を上げるべく取り組んでいます。

その一方で、エゾシカ等の被害を受け泣くに泣けません。町長も概要については、おわかりのことと思います。特に、エゾシカ等被害防止対策をこれからどう対処されるか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 川上議員の一般質問にお答えをいたします。

エゾシカ被害防止対策の御質問ですが、シカさくの整備は全道に先駆けて平成8年度から開始し、平成23年度までの16年間で敷設延長は約682キロメートル、事業費ベースで約25億2,000万円を投じて整備してまいりました。未整備区間25キロにつきましても、平成23年度16キロ、平成24年度9キロの整備をもって完了を予定しているところでございます。

また、過去3カ年の駆除頭数ですが、4,267頭、駆除に要した費用、これは報償費ではありますが、シカさく管理組合の負担も含めて約3,400万円を支出しております。なお、平成23年度の駆除頭数は当初目標でありました1,500頭をほぼ達成見込みであり、今後も引き続き猟友会の御協力をいただき駆除を行ってまいります。

本町における農業被害額は減少していない現状でございますが、全庁的なシカさくの整備により相当効果が上がっているものと認識

しております。

なお、シカさく設置ができない河川や道路等から侵入するエゾシカも多く、また、日没から日の出前までは銃器による駆除ができないため、くくりわなによる駆除の普及を図り、免許取得及びわなの貸与等の支援を行ってまいりました。その結果、わな猟による新規駆除会員は24名に拡大し、銃器駆除員と合わせた猟友会の会員数は平成24年2月末現在79名となっております。

しかし議員御指摘のとおり、エゾシカの生息数は増加の一途であり、北海道庁にエゾシカ対策室が設置され、効率的かつ効果的な駆除の実証試験が行われております。

平成23年度に町内で実施された事業としては、北海道が6月から10月にかけて、くくりわな捕獲技術等検証事業、これでは24頭捕獲をいたしました。この事業を実施したほか、林野庁が国有林で冬期間のくくりわな実証試験、これは上足寄地区におきまして7頭捕獲を行っております。

現在は、本町猟友会員が鳥獣保護区であります九州大学北海道演習林において、昨年度同様に12月から3月の期間でエゾシカの有害駆除を実施しており、現時点で約200頭の捕獲達成が見込まれております。

なお、冬期間の林道除雪が一般狩猟において効果があるとされ、国有林では3月下旬から林道の除雪を予定するなど、関係機関、団体と連携して取り組んでいるところでございます。

今後の対策でございますが、効率的かつ効果的な駆除方式を導入し、エゾシカの絶対数を減らすことが農業被害における最大の防止対策であると考えており、これまでの銃器、わな猟に加え、移動式タワーの利用による夜間の銃器駆除が実施できるよう、法整備も含めた対応について北海道を初め、上級官庁等に対して強く要請をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番 川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 再質問をいたします。

先ほど、町長さんのほうから答弁がございましたけれども、本町には国道241号、それから242号が走り、町道も多く、さらに利別川、足寄川と河川も多く、シカさく設置にも限界がございます。

さらに高齢化が進み、駆除に当たるハンターも激減して少なくなっております。4月から11月ぐらいまでの駆除期間のみでさえ、ハンター不足でございます。シカの出入りの多い場所は、ある程度把握できると思われれます。そこで、効率の高い安価で行える方法を考える必要が大切だというふうに私も考えます。

まず一番目として、昨年から取り組んでおります足わな助成対策に助成をして、各集団でも購入し、貸し出しを行っています。成果も上がっているようにお伺いしております。

それから第2点として、管外では自衛隊への駆除要請をし、ヘリコプター等でシカを追い出し、ハンターによる待ち伏せによる駆除をします。我が町にも大学地所がございます。要請の価値はあると思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

それから、第3点目として、囲いわなを設置。

議長（吉田敏男君） 川上議員、ちょっとここで、答弁をもらってから質疑してください。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、とにかく道内の生息数が、道庁の発表ですけれども、60万頭から65万頭というお話なのです。

私も関係の会議に出たときにも、お話ししたのですけれども、この自然界に存在する動物との共存もしくちゃいけないということもあって、適正規模は何頭なのかという、こ

んな御質問といたしますか、議論をしたこともあるのですけれども、道の見解としては、そのときには20万頭かなみたいな、そんな話もある。これは正確な数字かどうかというのは、ちょっとあるのですけれども。

ですから、その数字を聞いただけでも圧倒的に個体数がふえているのですよ。ですから、やっぱり私どもとしては、これは全道の首長たちが集まって、これはともかく生息数を減らさなきゃいけないということで、お話をしているところでございます。

その中でまた、議員御指摘のとおり、一番頼りのハンターさんが減ってきているという、こういうこともあるということです。そういう中で、くくりわな等々も対策しているのですけれども、しかし全然追いつかない状況です。

今、自衛隊への協力要請というお話もあって、具体的に足寄の大学地所というようなお話もありました。これは今の北海道が自衛隊に協力要請をしながら、これはもちろん我々もずっと首長の中でも北海道に対して、やっぱり自衛隊さんをお願いすべきでないのかという、こんなことも含めて協議してきた結果、やっとと言ったらしかられるかもしれませんが、たしか白糠地区だというふうに思いますけれども、そういう取り組みが始まったということでございます。

個体数を減らすためには、もうありとあらゆる方法を考えていかなきゃいけないのではないのかなというふうに思っております。もはや、この適正な個体管理といたしますか、自然界にありますから管理といっても難しいのでしょうかけれども、これができていない結果がこうなったということで、ある首長は、これはもうシカの自然災害でなくて人災だと、こう強硬に言われる首長もいらっしゃるのですけれども、これはもうともかく足並みをそろえて、個体を減らす方策、これを検討していかなきゃいけない。

私は数年前から、先ほどもお答えしたとおり、移動式タワーを建てて、えさ場をつくっ

て、夜間撃たせる、こういうことをずっと道庁にも言ってきたのです。これは御案内のとおり、私は法規制があって、そんなことはできないのを承知で言っているのです。けれども、この被害から考えたときには特例措置でも何でもいから、そのことを国に対して働きかけをして、やっていかない限りは、これは減らないだろうというふうに私は思っているのです。

シカというのは非常に学習能力が高いということで、ともかく一度危険な目に遭ったら、いろんな知恵が働いて、当初私どもの町でも一番先に、全道に先駆けてシカさくを設置してあるのですけれども、これだけの高さがあれば跳び越えないということだったのですけれど、シカもやっぱり命がかかるとなれば、1頭跳び越えたら、みんな続くというのですから。ですから、これはともかく知恵比べということじゃありませんけれども。ともかくそんなことで、私の思いとしては、ともかく夜間に撃たせてほしいなと思っているのです。ただ、平場で撃っちゃうと危険ですから、私が提案しているとおり、タワーを建てて、えさ場をつくって、上から下に撃てば安全性も確保できる。

これもやっと、試験的にということで、たしか日高のほうで、ぜひうちでやらせてくれと言ったのですけれども、どういうわけか日高のほうに行っちゃったのですけれども。それはそれとして、そんなことを引き続き、私の立場で、これは足寄町単独だけではとてもじゃないですけれども、過去の試験のあれでいきますと、白糖でタグが何かつけたシカが知床で見つかっていると、それほど行動範囲が広いという、そういうシカだそうですから、ともかく全道総がかりで取り組まなきゃいけない課題だと思っておりますので、引き続き努力をしたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 11番 川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 今も道内、管

内、こう広くシカさくの駆除に取り組んでいる事例もたくさんございます。先般の道新にも載ってありましたエゾシカ被害、十勝管内だけでも8億円を突破しているということで、先ほど私どもも足寄町のあれが22年度で1億3,000万円ぐらいということなのですけれども、実際はもっともっと、正直言って、私個人的にも被害報告をしていない、金額に見積もると多分300万円くらいはもうけ損なっているという、シカに食われて。特に畑作でございますので、1回頭を春に食べられると、もうその年は収穫不能になるということ。

我が町も畜産と、それから畑作の2代の作物で経営をしている1次産業の町なのですけれども、そういった部分では、牧草であれば春にちょびっと食べたから、そんな大したことないしょう、また伸びるでしょうという、そういう言い方を私はしません。確かにそれだけその分、栄養素を蓄えた草、牧草でも、そこでシカになめられてしまうとやっぱり減収にはつながっていることは間違いないのですから。

先ほど、3点ほどと思って申し上げましたけれども、御指摘をいただきましたので、3点目として、囲いわなの設置数をふやして、現在我が町にも移動式の囲いわなはあります。でも、あれを今度移動して、あれしていくということになったら、かなり手間もかかるということで、もう少し安価な金額で設置数、箇所、先ほども触れましたけれども、5カ所ほど限定をして、シカの出入りの激しいところは大体おおよそですけれども、わかっているつもりでありますので、その辺も検討しながら設置数をふやして、えさづけをして、集中的に駆除することが必要なのかな。

いずれにしても、被害を少なくすることが最も大事なことで、1次産業の所得を守る努力をしなければ、結果的に1次産業、基幹産業、我が町は農林業の町ですと、こう言いながら、なかなか守り切れない厄介な時代に入っておりますので、さらにひとつ御検討い

ただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、試験的にやっている囲いわな、一定の面積をそこに誘導というのですか、自然にシカが入って、入った時点でどんと閉めて。これは国でやっている事業であります。ここ3年ぐらいになりますか、やっているのは。正直言って、議員御指摘のとおり、あまり効率的でないなというふうに、効果がないかというところではありません。効果は確かにありますけれども、あまり効率的でないなと。

そして、やっぱり先ほど申し上げたとおり、シカというのは利口なものですから、同じ場所にずっといても、やっぱりだんだん入る頭数が少なくなってくる。次の場所ということになると、これまた大変な労力を要するというところでありますから、これは当然、補助事業でやっていますから、一定期間で限定されていますから、当然この間の検証結果、これは足寄町単独でやっているわけでありませので、北海道含めて、それからシカの研究をしている団体ともつながってやっていますから、その試験結果もしっかりととらまえて、これは当然、北海道にもそのことは報告をしながら、この方法で効果があるということであれば、どんどんやれと。

もっと言えば、もう少し簡易的なもので、移動も簡単でというのがあるんだとすれば、そういうことも選択肢の一つかなというふうに思いますけれども。

しかし正直言って、私も途中経過の報告を受けていますけれども、これは設備としても大がかりですし、手間暇かかりますし、それに対しての効果と申しますか、効率性からいくと、これはあくまでも、今私の思いです、現場の担当もしっかり話をしていませんけれども、結果として余り効率的ではないのかなと、そんな思いもしております。引き続き、またの検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番 川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 確かに囲いわなにしても、いわゆる費用がかかるということで、私も素人の考えで、今は金網の2段張りの結構高い頑丈な囲いわなのです。

これだけ厳しい財政状況の中ですので、あまりなことは申し上げませんが、我々、シカさく協議会の代表もしている関係もございませけれども、いわゆる各集落、13集落の組織で、やっぱり生産者それぞれ頑張っって設置して管理をしているのです。

我々も今度いわゆる基準にのっとったシカさくでございますから、それに多額の費用をかけてかさ上げということはなかなかできないというのが現状でございます。シカの出入りの激しいシカの通るような場所は、ネットでもシカさくの上に1センチメートルほどのかさ上げをすることによって、シカも確かに先ほどから町長さん言うておられるように高いところから低いところに跳ぶのなら、まだ理解できるのですけれども、あのシカさくを下から10度以上の傾斜でも上を向いて跳び越すのです。全頭が全部跳び越すとは言いませんけれども。

いずれにいたしましても、これだけ厳しい時代の中で、やっぱり1億数千万円の所得がばあになってしまうということではなくて、いろんな形の中で制度の運用もこれだけ、これは北海道ばかりではございませ、先般も東北地方のやはりエゾシカ、それからイノシシの被害ということで、全国的にハンターさんも高齢化でいなくなっているということで、進んできている中でございませので、ぜひひとつ私どもとして、生産者としてできる部分は頑張っって、シカの被害防止には努力していく覚悟ではおりますけれども、町としても、ひとつその辺よく御検討いただいて、できることであれば、その囲いわなの、町内に5カ所でも、なるべく移動しやすいような施設で対応していただければなということをお申

し上げて、私の一般質問を終わらせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、町内におけるシカによる食害も、被害が本当に多額の金額に上っているということでございます。

先ほど申し上げたとおり、シカさくを設置したことによって、この効果は私は絶大なものだというふうに思っています、これだけ頭数がふえていますから。

現行のシカさくのかさ上げという御提案もいただきましたけれども、正直申し上げて、これはなかなかつらいのかなという思いをしております。

問題は、ですからシカさくで囲って、いろんなお話を聞きますと、やっぱりさくに沿ってシカは移動しているのです。そしてふさぎ切れていない道路、あるいは河川のところから入っちゃう。一たん入っちゃうと、シカにとってはもう天国ですね。豊富なえさがあるわけですから。ですから、こいつをいかに早く見つけてやっつけるかが、現状では被害を食いとめる方策なのかなと、そんな思いをしています。

ですから、これは先ほど申し上げたくくりわなの関係も出ていますから、これはまた協議会のほうとも協議をさせていただきますけれども、くくりわなの設置の場所も、先ほど申し上げたとおり、さくをずっと沿って移動しているというような実態もあるということのようですから、その設置場所も、効率的な部分ということも含めて検討していくべきだというふうに思っています。

何せ私の思いとしては、やっぱり夜間、タワーを建てて撃つというのが一番手っ取り早いと思っているのです。ハンターさんも減ってきている。あわせて高齢化しているのです。そうすると、山の中で倒しても出してくるのが、これまたとんでもない労力だというようなことです。

たまたま、先ほど自衛隊さんのお話もありました。やっと北海道知事から自衛隊のほうに協力要請をし、そして、これでたしか2年目になるというふうに思います。最初はヘリコプターから追っただけということだったのですけれども、今度は状況を見ながら、隊員の皆さん方にも御協力いただいて、シカを追って、そしてハンターが待ち伏せをして撃つ。倒したやつについては、また自衛隊さんに搬出をしてもらうという。

こういう連携も出てきたということでございますから、いずれにしても、いろんな方法を含めて、我が町だけで対応できないというふうに思っていますから、関係機関に対する要請も含めて、全道の首長たちとも連携をしながら、それぞれの地域で、この被害を本当に1円でも少なくなるように引き続き努力をしてみたいと思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、11番川上初太郎君の一般質問を終わります。

次に、9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） お許しを得ましたので、これより通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

限られた時間ということで、1件について圧縮して質問をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

流域森林組合の合併について。当町は言うまでもなく森林の町であり、流域としても緑豊かな環境に恵まれ、災害の少ない地域に今も感謝しているところでもあります。

常日ごろ、森林環境整備に当たっている北海道、そして当町、森づくりセンター等、そして一番身近にかかわっているのが民有林事業にも接しております当町森林組合ではないかと思えます。

当町森林組合の定期総会にて、昨年度の事業決算も2,000万円以上の黒字とお聞きしておりますが、これは各理事、そして職員の方々の努力の結果と評価しているところで

もあります。

先般、十勝振興局の幹部の方とお会いでき、話されることによると、各森林組合の運営というものは常に黒字が求められているのが現実。資本力強化、人材育成、その人材というのは職員、理事さんを指しているとのことですが、それが専決課題とのこと。その後、流域の森林組合合併が協議されることが理想と話されました。

このたびの池北カラマツ原木安定供給協議会が本年2月2日に結成されました。これは3町による官学民の協議会。この趣旨とは若干違いますが、これを機に理想とされる合併を長期、先を見据え協議されてはいかがか、伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 井脇議員の一般質問にお答えいたします。

森林組合が地域の森林管理の担い手及び地域材の安定供給の担い手としての役割を果たしていくためには、健全な財務基盤と適確な経営判断に基づいた安定的かつ効率的な事業運営により、一定の事業利益を確保しつつ組合員や地域の負託に十分にこたえ得る健全な経営体制が必要と認識しております。

そのためには、日常的活動の中でも組織体制の改革や経営基盤拡充の取り組みが必要であると考えているところでございます。

幸いにして、ことしから始まる森林経営計画制度実施に当たり、森林所有者への森林情報の提供など、森林所有者との結びつきが強化され、森林組合への加入促進や、施業の集約化、林地流動化等組織及び基盤強化を図るチャンスであるにとらえております。

また、国、北海道等で実施している森林施業プランナー育成研修や組織内研修による現場技能者の育成、能力向上等、当面できることから取り組み、単位組合が組織力を上げた上で、流域的林業振興を図る目的を持って、将来合併することも選択肢の一つであると考えますが、過去の合併協議が不調に終わった経緯を踏まえ、価値観を共有できる組合との

合併が肝要と考えております。

町といたしましては、当事者能力を持ち合わせてはませんが、組合員や地域に信頼される組合組織となるよう、側面的に支援をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 今、あなた町長の答弁によって、過去の合併協議が不調に終わったとお答えをいただきました。

平成11年に、この3町の合併の協議会が持ち上がり破綻をされたという経過は、私も市町の振興局のほうに行ってお聞きしております。

その破綻された要因というのは、どういうことが主だったのか、お答えできればいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 合併協議が不調に終わった経過でございますけれども、平成20年11月に18回目ぐらいの合併協議会が開催されております。

その議事録を見ますと、本別町森林組合から工場経営を前提とした合併には協力できないとされまして、合併協議会から脱退する旨が表明されたと。

結果として、この協議会は、この協議会をもって解散したという経緯でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 今答弁で平成20年とおっしゃりましたけれど、11年ですよ。この市町振興局に行くと、3町の合併の協議会は11年に持たれたのだと。

答弁の内容は。（発言する者あり）失礼いたしました。わかりました。

その中で非常に何が災いしたのか、実は今回のこの質問をぜひ首長さんのお考えもお聞きしていただきたい、当町もお聞きしますということで、いみじくも理事さんのトップが

ら、私は今回この一般質問の提案をいただいたのも事実なのです。

非常に時勢と時代が変わり、ある視点からいうと、道へも行って同じことなのですけれど、おもしろいことがこれで得られたのです。すべて合併ということに対しては、同等の力というのは、これは成り立たないらしいのです。成り立たないか難しい。それが理想なのですけれども、妙なものらしいのです。

まさに平成8年に、当初、帯広、芽室、中札内が合併した後に、平成8年に、また大きな大型化した中で、豊頃、池田さんが合併されました。その例を出していました。リーダーが一人いるのですよと。突出しているリーダーがいるから、どんどんどんどん、それは膨らんでいくのだと。

まさにそうしたら今当町、うちのリーダーが、素晴らしいリーダーがおりますから、隣の町からいわば頼みたい、またこちらも話によってはですね。私も通告書にもお話ししたとおり、早急に合併ということでは、長期を見据えた中で、というのはやはり、豊頃さんに行っても、池田に行っても、お聞きすると、これはやはり、この流域の組合の組織だからなし得ることなのです。

私も新聞に、これ5月なのですね、通常定期総会というのは、向こうの十勝の広域は。国の第4次の補正予算で、計上された。そしてほとんどこれが決定するというふうに、この金額が金額ですから、当初15億円から20億円の予算が約8億円台のずっとコンパクトな、とりあえず工場の設備にしたと。

我々の流域というのは、参考にどういうふうに、はたから見えますかと言ったら、いやいや、むしろ条件的にはわかっているのです。我々よりいっぱい、いわば蓄積が、その流域は足寄さんが中心となったらかないませんと。

まさにリーダーというのは、今当町に、トップでも非常に有能なリーダーが存在しているうちに、この話もある程度、具体的にするタイミングとしては、ドングリの背比べの

合併よりもいいのかなと。そんなことを踏まえて町長のお伺いを聞いておいて、これから先の5年、これは8年後になるかもしれませんが。これも一つの発信として、打ち出しておいていただくのも、これはある意味においては今妥当な時期なのかなと、そういうふうにも思って、今回お聞きさせていただいたわけなのですけれど。

非常にこの公益という重複した合併した組合の維持管理というのは、言わずと知れた資本力の充実、それから、いわば効率化、それと同時に販売力が一番やはり充実した、広い販売力が得られるということをおっしゃりました。

当町においては、御存じのように、慎重な協議の中で工場が単独で何とか苦勞して維持していながらも維持できなかったという一つの例はあるのですけれど、非常に御苦勞だと思います。

ある意味においては、足寄町の理事さんのお話も、私はお聞きさせていただきました。非常に冷静なのです。足寄町の森林組合さんの総組合員数が1,200台の戸数らしいです。これは不在地主の方も含めてです。現在の組合員数は今現在625件ぐらいだということ。数字を調べさせていただいたところ、625件らしいです。今の組合員数です。これも逆に不在地主も入った戸数ですけれども。この再加入が、井脇さん先決なのだ。このことが合併よりも先に、自分の足元をしっかりとやはり見据え、きっちりと安定するのが合併よりも先決問題なのだという、非常に慎重な、また、今の現況というのを私は教えていただいたと。そこまで慎重に考えているのだと。

非常にこの合併に対しては、いい悪いと、いろんな両論があろう中でも、非常に貴重な、そのまた現況も含めて、約5割が組合脱会なり、非組合員の数らしいです。

だからなるほど、この数というものをきっちりと再認識していただき、それから後に、改めて協議に入るといって、決して合併を否定

はしていませんと、否定はしていませんけれど、ただカード合わせみたいに、1枚を3枚をも合わせて大きな数になったのだということもあろうと思うけれど、そこまでは考えていませんと。

それと、ある公益とは3町を称しているのですけれど、流域ですね、これが公益にもう1町、恐らく組合長さんに私会ったのです。そうしたら、いやいや、私1町が取り残されたのですが、足寄町、やっぱり足寄という言葉が出るのです。足寄町さんがあれするのだったら、それは可能ですよという、非常に何か夢が尽きないというか、どんどんどんどん、この森林組合さんの事業というのは、非常に今御苦労されて、安定された実態を皆さんがうらやましがっているのか、逆に足寄の資源というものを目的とした中で、一緒に山づくりをしようという意思表示なのか、わかりませんが、森林組合さんの合併に対しては流域から広域というふうな考えもとられているのも事実でもございます。

これはもちろん、うちの今の森林というものを非常に、位置づけというのは歴代の先輩の皆さん方の首長さんも同時なのですけれども、特に重点を置いていると。

当町として何に財源を依存していくか、資金を生み出すか、財源といったら、足寄町は森林しかないです。流域はほとんど、それが無いわけですから。その中で資金創出が、町民が飢えをしのいでいる、飢えるというときに、足寄は最悪の、その補てんがこの環境の身の回りにあるというだけでも大きな精神的な強みがあるわけです。

そういう中で、流域として森林組合さんが、しっかりと森づくり、またいわば財産も合わせた中で管理され、これが大きく大きく育って行ってほしいものだ。これは今も何度もくどいようですけれども、3年、5年、10年先を見据えた中で考えるべきではなからうかと思うのですけれども、その辺ちょっと、その考えをもう一度、重複するようすけれどもお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず合併に関しましては、先ほどもお答えしたとおり、私は首長ですけれども、当事者能力はないということです。これは森林組合という組織があるわけですから、やっぱり合併すべきかどうかというのは、それぞれの森林組合長さん、さらにはそれぞれの組織の理事会等々も含めて進めていただく。

議員が仰せのことと、私がお答えすることと、ちょっとちぐはぐになるかもしれませんが、一つわからないのは、私がトッパーリーダーでやれという意味なのか、組合長さんにやれという意味なのか、ちょっとそこら辺はわからないのですけれども。

少なくとも現行、西村さんが組合長でありますけれども、この3町、陸別、本別、足寄の合併協議が正式に先ほど課長から報告があったとおり、正式に20年に解散することになったと。この合併については、西村組合長さんも非常に組合のことを考えていますから、いろんなことを探っております。本別さんはだめということでしたから、ほかのところも可能性がないのかということ、今こんな動きをしているのだという、そういう報告も逐次いただいております。

いずれにしても合併というのは、それぞれの組織があるわけですから、それぞれの組織にメリットがなかったら合併なんていかないのです。ですから、当然、今の組織の現状を含めて、さらに半分になるのか1本になるかわかりませんが、お互いメリットを共有をして協議が成り立てば、当然合併に向かっていくのだというふうに思っております。

当然、そういうことになりましたと、足寄町単独ということにはなりませんけれども、我が町としては、当然それに必要な支援、側面支援というのは、先ほどもお答えしたとおり、惜しまず連携をとらせていただきながらやっていきたいというふうに思っております。

す。

それから、財源というお話がありましたけれども、誤解があったら困りますから、はっきり申し上げておきますけれども、私どもの町は町有林8,300ヘクタール超える。これは一番の資源でもありますけれども、これはまさしく町民の財産であります。数十億規模の財産を持っているというふうに思っております。

ただ、今の森づくりを考えていったときに、全部皆伐して売って、それで終わりということであれば、それだけのお金が入ってきます。財源になります。

しかし、私どもの責務として、まさしく諸先輩方が山づくりをしてきたという思いは、やっぱり森林というのは多面的な機能を果たしてしまして、これは、井脇議員は専門家ですから、釈迦に説法かもしれませんけれども、少なくとも水源林であったり、あるいはCO₂を吸収したりということですから、私は現状でいきますと、森林は経済林という性格から、私は現状は大きく変わってきているというふうに思っています。

これは道の担当者、あるいは、ここの森林管理局の所長さんともお話しするのですけれども、これは雑談の中です、正式な話じゃございません。もう国も含めて経済林から環境林であったり、あるいは水源林に、もう意識を大きく変えて、切った後は必ず植えるのだという仕組みづくりをしていかないと、国土保全にも及びつけないんじゃないのという、こんなお話もさせていただいているところでございます。

ですから正直言って、町も計画的に伐期が来た木については当然倒します。そして売り払いをします。でもその後、植えますから。ここで余裕の財源が出ているかという、そんな厳しいのかと言われるかもしれませんが、そこから町の一般財源に充てるお金が豊富に出てきているという現状ではございませんので、唯一この森林が財源という認識ではございませんので、そこだけひとつ誤解

のないように、あえてお話をさせていただきました。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） よくわかりました。ただ、それだけの財源は所持しているには変わりないわけですから。その中で植栽ということに、当然切ったら植えるという循環性の中で考えておられるのは、これはもう当然のことだし、また本当に大事なことだと思いません。

ただ植栽法については、それはそれなりの国という機関があるわけですから、しっかりとその中の対効果も含めた中で、私は十分、国におすがりをし、お願いをし、そして使うのは当町で使うというような、うまいような話ばかりなのですから。

そのような、やはり、何と言ったって我が町には、どこに行ったって、これだけ財源というのは単独で持っているところはないです。今、我が町が本当に、町長もおっしゃったように、先人からずっと引き継いで、今やっと嫁に出せる刈り取りのできるような七、八齢級の森林がこうして出てきているわけですから、本当に恵まれている。そういうのをいかに、むしろ切るというよりも維持していくかということが大事なことかなと。それには地域の森、山をしっかりと守って、陰ながら一生懸命苦労されている、なおさら、その一等の底辺を強化していく必要があるのではなからうかと。

先ほども町長もおっしゃったのをよく存じています。町というのは残念ながら決定権、指示権、命令権というのはないのです、森林組合さんに対しては。特に最近厄介な七、八年になるのかな、森林組合法というのができて、余計、何というか、その辺を、決して保護法じゃないのですけれども、ガードがなくなっただけではないのですけれども。私が言うのは町はやはり出資者として5割近い出資者を現にやっているわけですから、森林組合の理事さん、森林組合だけがオーケー100

%出しても、これは合併は成立しませんよと。これは国も言っているわけですから。

それはなぜならというのは、各行政とも、各行政区域とも、町がしっかりと陰ながら5割近い出資を支えているわけですから、そのことも言っておりました。

最後になりますけれども、このことに対して私も今すぐとかもちろんそういうことをあれているのではないのですけれども、非常に広域的な森林組合の合併によって、今年度が第4次補正から一つの8億円台の新工場ができる。私どもも、そのいわば目として、協議会が2月に発足したと。何かそういうことを利用して初めて、またいい協議会が芽生えただけに、そのこともお願いしておいて、これは隣の隣町あたりも非常に積極的にお願いしますという意見を受けただけに、うちの町長にもひとつ決定権とか何かはないのですけれども、非常に答弁としては難しいのでしょうけれども、流域のいろんな場でお会いされる時に、ぜひそういうことが発信されているので、その節はという程度のお話もしておいていただければプラスになるのかなということでお聞きしたわけでございます。最後にその辺も今後お願いすることを含めまして、答弁をいただいて終わりといいたしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまでも、森林組合とは連携をしっかりとらせていただいておりますし、先ほどもお答えしたとおり、西村組合長さんは逐次そういう動きがあった場合については、私のところにわざわざ出向いていただいて、今、町長こんな経過になっている、こんな方向で進めたいというふうに思っているということ、逐次報告もいただいているところありますから、私は町との関係はいい関係にあると思っておりますから、そこのところはしっかりと、これからも連携をしながら、しっかりと足寄町内の森林、とりわけ民有林の束

ねであります森林組合については、これからも引き続き連携をとりながら、しっかりとしたものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ一つ言わせていただきますと、一昨年の11月に林野庁まで行って、夢物語を語っているという意味は、これは議員も先ほどから触れられておりますとおり、我が町足寄町の森林の蓄積量たるや他の地区にはない蓄積量を誇っていますから、ここを基盤としてこれからももちろん森林を守っていくということと同時に、当然、とりわけカラマツについては伐期が来ていますから、議員仰せのとおり8齡級、9齡級、そこら辺が山になっていますから、今がチャンスだというふうに思っているのです。この切るのを調整をしながら、この蓄積量、こんな山になっていますから、これをいかに平準化していくかという、ここだというふうに思っていますから、この一つの考え方として2月に発足した原木安定供給協議会ということだというふうに思っていますから。これも民主体といえますか、主導といえますか、当然行政もかかわっていますけれども。

そんなことで、やっぱり知恵を出し合いながら、この町の基幹産業の一つであるのは間違いありませんから、持続的な森林整備、あるいは森林組合の、細かく言えば経営にもつながっていくのだと思いますけれども、そのことはしっかりと関係機関の御指導もいただきながら、連携をまた強化をしながら取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） これにて、9番井脇昌美君の一般質問を終わります。

次、3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

公金の管理運用について。世界的な金融危機以降、低金利時代を迎え、預金金利はゼロ

に近く、大変厳しい状況が続いております。

足寄町財政調整基金条例第3条にある、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ有効な方法により保存しなければならないとありますが、平成23年12月31日現在の各金融機関の、基金の定期預金額を事前にお示しいただいた数字は、北海道銀行2億4,857万9,000円、帯広信用金庫が2億5,981万5,000円、足寄町農協1,000万円となっております。

一般的な店頭金利は1,000万円以上で0.03%ですが、基金の利率は北海道銀行0.05%、帯広信用金庫0.11%、農協は0.3%となっております。この金利格差があることは歴然としております。

普通預金は北海道銀行27億3,835万円、帯広信用金庫15億1,299万858円、足寄町農業協同組合1億919万9,137円、合計43億654万894円です。普通預金に関しては、いずれの金融機関も無利息にかかわらず、三つの金融機関の基金の普通預金金額に隔たりがあります。

金利格差を生じさせて預け入れしていることは、町民の利益を損なっていることとなります。町民の利益を優先するために、預け入れ先や預け入れ条件の是正対策をしていくべきだと考えます。

当町の基幹産業の農業をつかさどる金融機関に、基金の預金を現状より増額し、町民の利益についての対策を実施していただくお考えをお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

本町における公金の取り扱いについては、平成14年4月からのペイオフ解禁に伴い、預金額の元本の確保を最優先とし、副町長及び歳計現金、歳入歳出外現金、各種基金等の管理に係る課長等により構成する、足寄町公金預金保護対策庁内検討委員会における検討を踏まえ、各支払いに対応する歳計現金

及び歳入歳出外現金につきましては、利息のつかない普通預金、決済用預金として管理し、毎日の支払いを行っていますが、支払い金または収入金の状況により、一時的に資金に余裕ができた場合は、定期預金等として運用しております。

基金につきましては、町内の3金融機関において、1,000万円までの定期預金、または町債として町内指定金融機関等からの借入金、これは縁故債でありますけれども、借入金の未償還残高との相殺可能な額を限度とした定期預金での運用をしており、残額はすべて無利息の決済用預金として公金の保護を図っていますが、近年は、この縁故債借入金の未償還残高が減少し、さらに繰り上げ償還等により未償還残高が減少しているため、定期預金にできる額が減少している状況にあります。また、一時的な歳計現金の不足に対応するため、基金の現金を一般会計等へ一時的に繰りかえて使用する繰りかえ運用も行っております。

今後につきましては、最も確実かつ有利な公金管理に取り組むため、必要に応じて足寄町公金預金保護対策庁内検討委員会を開催し、預金先、預金条件、国債の購入などを検討し、本町の実情に最も合った公金の保護策を協議してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 私の町の予算の推移を過去3年間、利子及び配当金を調べてみました。

その中で、21年度は635万円、22年度は365万3,000円、23年度では122万4,000円となっております。どんどん減ってきております。そして今度24年度で提示されて、まだ予算審査は始まっておりませんけれども、提示された金額が122万円の3分の1程度となっております。

そこで、足寄町の基金より3億円ぐらい近

い自治体のことを調べてみました。そうすると、ことしの予算の提示額は1,016万5,000円となっております。ここでは、やはり基金の運用によっては、これだけの開きが出てくるというわけです。

そして、金融機関で預金、この合計を定期預金の数字を見ましても、金利が多い足寄町農協の0.3%というのが提示にもかかわらず、定期預金の額が少ないのです。

それで、指定金融機関、北海道銀行さんの預金額が多いということはわかります。しかしながら、信金さんとJAさんの立場は何ら変わりはないと思っております。

それで、この定期額も開きがありますね。そここのところの、どういうふうにとらえていいのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、利息の関係でありますけれども、600万円、300万円、122万円ということで、だんだん下がってきているということでございます。これは当然、利息がつく定期預金の額が減ってきている、元本が減ってきているので、利息が減ってくるということでありまして。

議員の御質問にありますように、私どもの町が預かっている現金の保管状況でありますけれども、この分については、自治法上は最も確実かつ有利な方法という形に法律上定められているところであります。

当然、最も確実な方法というのは、基本的には私どもは100%という理解をしているのでありますけれども、そうなってくると、先ほど町長が答弁したように、今、預金保護がされている1,000万円の定期、さらには借入れをしておりますので、各金融機関に借入れをしている借入れ額と相殺をする預金の二通り、さらにはもう一つありますけれども、いわゆる普通口座、決済預金口座、これは無利子でありますけれども、この部分は保証はされるという形になっておりま

す。

そういったことで、21年度に私ども委員会を開催をいたしまして、21年度からは、今町長が答弁を申し上げたように、その三つの分け方といいますか、定期預金は借金との相殺分、さらには1,000万円の保護がされている定期預金、そのほかについては決済預金口座ということで、私どもの町の約43億円、数字的には示されておりましたけれども、今現在でいくと約50億円近くにはなっているかと思っておりますけれども、そういったことで、預金、資金管理をしているところであります。

一方、日常的に財政運営をしていく中で、議会の議決をいただいているのは、一時借入金15億円の、昨年度でいけば議決をいただいておりますけれども、私どもは一借りはしておりませんで、そういった決済預金口座に数十億円のお金を持っておりますので、その部分を繰りかえ運用をしていくということで、対応をしております。大体過去3年間でいけば、毎年約20億円弱の資金運用をしておりますので、繰りかえ運用をしておりますので、そういった分では決済預金口座には20億円程度があれば、何とかやりくりはできるという形になっております。そこに40数億円の預金があるといったことで、その部分が一定程度金利の高いところに定期預金をすればという御質問が一つあったのだというふうに思っています。

ですけれども、この場合は、先ほどペイオフ解禁以降、そのリスク回避でいけば、やっぱりノーリスクでいくとなれば、そういったことで決済預金口座に積まざるを得ないということでございます。

さらにもう一つは、この間、市中銀行にも一定の借入金があったわけでありましてけれども、多分22年度末で5億円ぐらいだったと思っておりますけれども、今年度末で3億円になり、来年度では2億円、その次に1億円ということで、今の繰り上げ償還等々もしておりますので、どんどんどんどん減ってきており

ます。そういった部分でいけば、定期預金との相殺もできなくなってくるので、基本的にはやっぱり決済預金口座がふえていくという形になります。

ただ、そこで、先ほどの町長の回答にもありましたけれども、最終的には利回りのいい定期預金ですとか、国債ですとか、そういったことを今後検討していくということは申し上げました。

この間なぜできなかったのかというと、21年度以降、リーマンショックといいますが、金融不安等々の中で、私どもも現実、正直申し上げて、自律プランでいけば、平成26年度の10カ年の計画でありましたから、最終的にいけば、資金は8億円しか残らないというような財政プランの中で、この間、財政運営をやってきております。

ただ15年度以降、地方交付税は大幅に削減をされたのですけれども、今20年度以降、横ばいになっているとか、政府の経済対策等々の関係もあって、一定程度の資金確保ができていくというような状況になっている、そういった中で、預金残高もふえてきているということでございます。

ただ一方、くどいですがけれども、金融不安等々の中で40数億円の基金を温存しているわけでありましてけれども、この部分については1円も減らすことのないような、ふえはしませんけれども、絶対減らすことはできないのだという視点で、こういった対応をしてきているということも一方でありますので、御理解を願いたいと思います。

最も確実な方法で、かつ有利な方法、問題は後段の有利な方法という部分については、当然一定のリスクを持った中でのお話になってきますので、この部分については十分今後検討をしながら、対応をしていきたいということでございます。

もう1点、御質問のあります、別の金融機関と農協とのバランス、決済預金口座の額に差があるということでございます。私も先ほど冒頭申し上げている20数億円の資金運用

については、当然、指定金融機関が対応しておりますので、その部分については一定の理解をしていただいて、他行の1社と農協の関係でございますけれども、その分については、今般、金融機関にも借入れ金額が相当ありましたので、その部分との相殺で定期預金も結構持っていたということで、その部分が繰り上げ償還をしていくと、当然、決済預金口座に預金保護の関係でシフトしていきますので、そういったことで、バランスが崩れたということでも理解をしてほしいのですけれども。

もう1点、農協は金利が高いという話でありますけれども、これは1,000万円のペイオフの関係の利息でありまして、すべてが、その利率になるかということではございませんので、それは交渉事になりますので、一概には言えないのだろうなというふうに思っております。

いずれにしても、私ども財政シミュレーション的にいけば、予想より、予定していた状況よりは好転をしておりますので、そういった中で、さらに国債、国内上の金融情勢というものを十分理解をしながら、分析をしながら、今後の財政運営というよりも、金融機関への預貯金額の関係については、一定の整理をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 利率に関しては、1,000万円の利率のことで出ておりましたけれども、交渉次第では、もっとたくさん預金していただけるのであれば、これもふやすことはやぶさかではないと、農協さんのほうではお話しされておりました。

それで、ペイオフに関する対処というのは、三つの金融機関は同等だと思えます。その中で、この利率が高いことによって、その分の借入れをされるのに金利がかかりますよね。その差額なども検討されたりするのは、この中の委員会で年にどれぐらいの回

数、会議を開いておられますでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 正確なところはわかりませんが、21年に1度開いて、それ以降は金融の不安定状況というのが継続されておりますので、その内容等々については変更はしないということで、会議等は開いておりません。

それで、つい最近23年度末に、さらにはそういった21年度の決定事項を踏襲するといったことで、文書で決裁をとっているところであります。

以上です。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 21年以降、会議を開いていらないということで、お話を伺いましたけれども、その21年から今年度の予算提示額を見ますと600万円も減っているわけです。

私は素人の主婦の目線と合わせまして見たところで、こんなに普通預金を置いておいて、お金は借りて、定期を担保にして借り入れをしているということを考えますと、やはり利率を高いところからもう少し借りて、定期の利率がいいところから借り入れするのも、そういう手段ではないかなと。

先ほど一番最初に言いましたように、同じような基金の残高をお持ちのところ、ことしの提示額が1,013万幾らですね、何がしの金額、もう予算が上がっております。そういうところで、こちらは40万円ぐらいしかないという。あまりの額の差で、ちょっと私も残念だなと思っているところです。

そして、やはりこれは、基金というのは、町民の方が納めた貴重な税金や心のこもった寄附ですので、そういうところも運用益が出るように、少しでもそういう形が目で見られるような必要性のある事業に少しでも充当できるようにということで、考えたいと思って、私はこの質問をさせていただいたのです。

一番先に聞きに行きましたときに、あるデ

イサービスのところで、ストーブが5年も壊れて寒い思いをしていると、そういうことで、話を聞きました。そして、言っているのだけれども、なかなか思うようにつけていただけないという話で。そうしたら、こういうところから、事業を運用していけるのではないかなというふうに御相談申し上げました。それとこれとは話が別ですとお話しになりました。

でも、私たちの町を見ましても、箱ものからなかなか利益は出ていませんよね。そして、こちらの町民の健康のためにプールをつくり、そうしたら、その赤字を補う何物も、なかなか少ないのです。そういったところで、こういった貯金をうまく生かして、やっていくのも一つの手だと思います。それはわずかな数字かもしれませんが。

年数が高くなると、結局これをもう減っていくのをただ見ているというか、仕方ないということにとらえてもいいぐらい、手だてがなされていません。そして、ことしが40万円近い数字しか出されていませんので。そうしたら、また来年度はまたどうなるのかなと。すごく残念な思いをしているのです。上がることはなくて、ふえることがなくて、減る一方の私たちの財政はどうなっていくのだろうと心配するわけですが、そこところは、町長どうお考えでいらっしゃいますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうから一定程度の整理の意味も含めて、ちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、副町長から答弁をさせていただいたとおり、まずは町民のお金ですから、このお金をどう安全に管理をするかというところです。これが先ほども答弁したとおり、ペイオフが解消されたということですよ。

ですから、まずは今お話があるとおり、町内では三つの金融機関があります、農協さんも含めて、1,000万円までは保護されますよということで、ひとしく1,000万円ずつ貯金をしているのです。

そのほかに保護されるのは何があるのですかという、先ほどお答えしたとおり、町が借入れをしている分との見合いについては、相殺が可能ですよということですから、これは実質保護されるということですよ。いいですよ。

それともう一つは、決済預金です。要するに無利息ですよ。これが保護されますよということですから。そういう意味で、預け入れをどこにするかというのは、これは会計管理者の責務ですから、私どもがどうのこうのと言うことじゃないのですけれども。

そこで先ほどから言っている町内の検討会に、副町長を筆頭にしている会議というのは、ペイオフ等の制度解禁になったことと相まって、会計管理者と、まちの方針として町民の財産、大事なお金をどうやっていくのかという基本的なことは、そこで話をするということなのです。

それでもう一つあるのは、平成20年から利息がどんどん減ってきていますよということでした。そうなのです。それは何かという、平成21年600万円ぐらいあったというのは何かという、具体例を言いますけれども、この役場庁舎を建てる時に縁故債の起債を起こしているのですよ。これはたしか当時入札だったと思いますけれども。その結果、信金さんが落札されて、信金さんから借りたのです。

ですから、その見合い分の元本が保証されますから、すなわち議員が仰せのとおり、利息が入ってきますよね、定期預金にしますと。それで信金さんのところが指定金融機関の道銀さんよりも定期預金が上回ったというのはそこなのです、そこ。それが御案内のとおり、庁舎についても財政状況がよくなってきたから繰り上げ償還をしたいということで、議会にお諮りをし、議会で承認をいただいて、それで全額ではありませんけれども、6億円ぐらいでしたか、6億5,000万円繰り上げ償還したのです。

どんどんどんどん借入金が減ってきていま

すから、相殺できる、すなわち定期にできるお金がどんどん減ってきているのですよ。元本保証されるのですよ。元本保証される定期預金の額というのが、限度額が減ってきていますよと、そういう意味の説明なのです。そこから、ぜひ整理をかけていただきたいというふうに思います。

それで問題は今後なのです、今後。いつとき金融機関が至るところで、市中銀行が不良債権を抱えて倒産倒産という、こういう報道等がありました。そのたびに取りつけ騒ぎというようなこともありました。預金者の関係。

これは現状どうなのかなと考えたときには、ある意味落ちついてきているのかなと、そういう判断もできるのかなというふうに思います。これは非常に難しい判断だというふうに私も思っていますけれども、そこから、兼ね合いを、また副長を先頭にする、検討する委員会の中で、会計管理者とも含めて、しっかりと協議をしていただいて、方向づけをしていきたいな。そこを心配しなければ、一番簡単なのは定期預金にすればいいですよ。もっと言えば、ほかの町村では国債を買っているところもあります。しかし、国債を買うと云って、年数の関係もありますからね。

今、おかげさまで、私どもの町は財政的には、先ほど報告があったとおり、安定しているというふうに思っています。お金が足りなくて一時借入しなきゃならないという状況ではありませんから。会計間の繰り替え運用で運用できていますから。そういう意味では、そのことも含めて安定をしてきているのかなという思いもありますから、今後、議員の御指摘も踏まえながら、そこら辺のことは方向づけをしていきたいというふうに思っています。

ですから、くどいようですよけれども、もう一つ整理をしていただきたいというふうに思うのは、これは私どもの再確認も含めて、足寄町の指定金融機関は北海道銀行さん、ここ

がすべてのことをやっていただいています。ほかの2行については信金さん、それから農協さん、あとは、収納代理機関なのです。

ですから、支払い等については全部道銀さんにやってもらう。それから農協さん、あるいは信金さん、もっと言えば、郵便局で公共料金を納めてもらう。それは全部道銀さんのほうに集約されるのですよ。そこで、うちの会計管理者のほうと整理をかけてやっているということでございますから、まずその違いが一つあるよということ、ひとつぜひ御理解をいただきたい。

それからもっと言えば、最近JAバンクさんも全国的な組織で基盤がしっかりしてきているということがありますけれども、こちら辺も整理をかけていきたいというふうに思っていますけれども。

そもそもJAバンクについては、金融機関だけの仕事をしているかということ、そうじゃありませんから。農業全体の中の農業組合法に基づく事業の中の一つの信用事業ということですから。これはおのずと通常の金融業務だけをやっている金融機関とはちょっと性格が違うなど。こういうこともあるということ、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

いずれにしましても、今後につきましては当然町民の利益のことも考えながら、そして元本をどうやって、まさしく安全というのが一番の基本ですから、このところの整合性をはかりながら、十分検討をさせていただきたいと思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） それで、今、町長から安全という言葉が2回ほど出てきましたけれども、安全な金融機関と安全でない金融機関というのは、どのように見分けるのか、それを1点聞きたいのと、最後にですね。

2点目には今、収納代理機関がありまして、収納したものを北海道銀行さんに集める

ということなのですけれども、足寄町農協さんでは7,600件以上、収納件数があります。そういうところを見ましても、大変利便性、あと地域貢献度も高いなど、私は思っているのです。だから、この点も含めて、どのようにとらえておられるのか、そして今後のことも町長は答弁されておりますので、私たちは少しでも運用益が出るようにしていただくのが望みでありますので、この質問は終わりますけれども、町長に答えていただきまして終わりにしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうから答弁させていただきますけれども、各金融機関の安全性の確認をどうやってやるのということですけれども、これはそれぞれの金融機関の決算状況を含めて、それを逐次、会計管理者のほうで、もっと言えば、先ほども説明した副長をトップとする委員会の中でもやりながら、そういうのっていうのは、大体今のマスコミ報道等を含めて、何か心配があるとすれば事前にわかるなというふうにも思っているところでございますので、厳格に何を基準にと言われると、そういう決算状況ですとか、新聞報道等を含めて、これは常にアンテナを張って情報収集をしていくということになります。

それから、農協さんの取り扱い件数、これは当然、収納代理機関でありますから、とりわけ農協の組合員さんの分については組勘で税金関係を納めていただく、あるいは受益者の負担金等々も納めていただくということもありますから、これは件数的には、相当な件数があるのだというふうに思っております。それは、そういう契約をしておりますから、そういう形で農協さんで集めていただいたやつを指定金融機関の北海道銀行さんがすべて取りまとめをして、そしてこちらの行政のほうに来るといような仕組みになっていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原深雪君の一般質問をこれで終わります。

ここで昼食のため、1時まで暫時休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

午前に引き続きまして、一般質問を行います。

8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） それでは、御了承いただきましたので、通告書に従いまして質問を行います。

質問事項でございますけれども、平成24年度行政執行方針重点施策と平成23年度足寄町緑の分権改革推進事業について、お伺いいたします。

質問の内容でございますけれども、平成24年度行政執行方針重点施策について。重点施策の5点目に記載されている、資源活用による地場産品開発と特色ある商工業の振興について、具体的にお伺いいたします。

もう一つ。平成23年度足寄町緑の分権改革推進事業について。このたび商工会を中心に緑の分権改革推進事業が始まり、足寄町の基幹産業である農林業のエゾシカ被害が1億4,000万円以上と、十勝管内でも最も多く駆除が進められています。

一方、6次産業化農商工連携事業など模索中ですが、地域資源を活用し、産業の創出、雇用の創出、空き店舗対策等が求められている中で、大きく期待されるこの事業についての結果と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、行政執行方針で申し上げました重点施策、資源活用による地場産品開発と特色ある商工業の振興についての御質問ですが、同

方針後段に記載の平成24年度一般会計予算案で申し上げております足寄町農協の農産物処理加工施設建設に対する支援や地域交流物産館における直売事業、観光商品開発への取り組み支援、さらには道の駅、あしよろ銀河ホール21を情報発信及び拠点施設として集客力の向上とにぎわいのある道の駅づくり対策を考えております。

次に、緑の分権改革調査事業の結果と今後の取り組みについての御質問でございますが、シカ肉を活用した餃子やコロッケ、ハンバーグ、ローストビーフなどの新たなメニューが開発されたほか、市場におけるシカ肉の評価が確認された一方、昨今の食肉加工における衛生管理面などについて多くの専門家から指摘されており、特に野生動物であるエゾシカ肉の原料確保、経営収支など、多くの問題点を解決していく必要性が確認されております。

また、これまでエゾシカの有効活用について、おのおのが分野別に検討されておりましたが、ASHOROのMEGUMI検討会において、さまざまな分野の関係者が一堂に会して議論を進めることで、新たなつながりが構築されたことも、本事業における大きな成果であると認識をしているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、足寄町商工会から引き続き本事業で開発された商品の新たな展開を図りたいとの申し出を受けておりますので、自己財源の調達も含めた具体的な事業計画がまとまり次第、本町の支援対策について、議会にも御相談申し上げたいと考えております。

なお、6次産業化、農商工連携事業の取り組み状況でございますが、本年2月に町内生産者が出資する法人の事業計画が認定されました。大変喜ばしく今後の展開に期待しておりますが、国の補助事業採択要件のハードルが高いことから、経営規模に応じた地道な取り組みもカバーできるよう、町単独の足寄町地場産品開発振興奨励事業補助金を平成24

年度予算案に計上させていただきました。

本町といたしましては、意欲ある経営体と十分に協議を重ねながら、芽生えつつある本町の6次産業化の種を着実に育てていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） お話の趣旨はわかりました。そこで、一つ目の質問でございますけれども、私の趣旨につきましては、以前に一般質問で足寄町の特産品の開発の必要性だとか、そのための加工施設、また、研究施設の必要性をお聞きしたことがございます。

その後、各町村で今回の質問にも関係するわけでございますけれども、栗山町の解体処理も兼ねた食肉加工場、鹿追町の農業の6次産業化を支援する精肉加工、詳細を設置した商品開発を行う施設、足寄町、本別町は農産物加工施設など、多くの町村が自己の特産品開発に力を入れています。

今回、足寄町も重点施策の中に地場産品開発と行政執行方針が言われていますけれども、答弁をいただいたような趣旨のためには、一定の施設が必要かと考えられますが、その点についてお聞きをしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 特産品の開発施設、整備も含めて、どうしていくのかという御質問かと思えます。

現在、足寄農協さんのほうでラワンブキを中心として、また、町内からとれる農畜産物の加工処理施設、これを新築計画をしております。

今回、執行方針でも説明させていただいているのは、その加工を軌道に乗せていくという部分で、町の上乗せ調整といいますが、こういった支援策を提案させていただいております。

ちなみに、この事業は国の農村漁村活性化プロジェクト支援事業という事業を導入しま

して、今現在、総事業費は2億1,200万円の事業費に対しまして、国の補助金が1億600万円程度、2分の1の補助事業となっております。

これに私ども町のほうから5,000万円の支援対策を打って、初期的投資といいますが、負担を軽減した中でやっていこうと、支援をしていこうという、今言ったようにいいます。

足寄農協さんは、ここに加工室、あるいは研究開発室の設置をして一体的に商品開発をしていこうと。軸はラワンブキなので、ラワンブキを軸にしていいますけれども、これに農産物の加工等もやっていく計画であります。

さらに、農協さんは銀河ホール21の南側のほうに直売所を今やっております、温泉、ハウス、施設等々で栽培した野菜ですとか、そういったものを直売をしていくと。もちろんそこには、この加工施設で開発した商品等も販売をしていこうということで、そういった一体的な取り組みに対して、町としても最大限支援をとっていききたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） ラワンブキの関係だとか、直売所の関係につきましてはわかりました。

ただ、私の質問の趣旨といいますが、今回、後段で述べる関連の緑の分権改革など、商工会が今進めている中からいいますと、これは主体的に主婦の方が、時間の合間にいろいろな企業を自由に使いながら、日中に町中にあることが一番理想なのかなという気がするものですから、そういった意味では中足寄、螺湾にありますけれども、それから直売所ということになるのですけれども。

もう一歩進んで、町中にやっぱり気楽に自由に近くでというようなことも考えられるのではないかなという気がしますので、後段と関

連してきますけれども、そういった関連のできる施設というの、どうなのかなということもございます。また、後段で詳しく、必要性というのは述べますけれども、そこら辺についてはどうなのでしょう。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 具体的な御質問をいただきました。

現時点、町中にそういういろんな製品の開発研究できる施設など、現在のところ、そういった計画は持ってありません。

参考までにお話をさせていただきますと、先ほど議員もお話あった螺湾に活性化センター、足寄町の中ではあそこが一番、施設も全部整っているということです。ただ距離的には、ちょっと遠いということもあります。

あその施設を利用して、御案内のとおり、ラワンブキのキムチ漬け、これは、すし太郎さんが開発しましたけれども、あそこでいろいろ研究開発をしていただいたというようなことございますから、もちろん、あその施設の活用も含めて、現段階は利用いただきたいなと。

正直申し上げまして、あそこもすばらしいものをつくったのですけれども、利用の状況がいま一つといいですか、まずはあそこで対応できないかどうか、本当に理想は町の中にあるというのが一番利便性も含めていいのかなという思いしていますけれども、今のところ、目下のところ、その計画は今持ち合わせておりませんので、これから先、そんなものをつくらぬよという、そういう意味ではございませんけれども、そこら辺は、いろんな御提言もいただきながら検討することはやぶさかではありませんけれども、現時点では、町中では思っていないということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。いずれにしても、やはり足寄町全体を見ましても、そういった活性化を含めた、そういった農産物も含めた、いろんな事業につきまして

は多少そのぐらい、若干おくらしているのかなという気がしますので、そういったことも含めて、今後活性化に向けて、今、町長が言ったような、町中の部分も何らかの形で充実させていただいて、そして、例えば後段で、これから質問します商工会の事業につきましても、十分な形でできるような仕組みで、何とかお願いをしたいなという気がします。その理由については、これから説明しますけれども。

次に後段に移ります。よろしく申し上げます。

それで、今回の緑の分権改革推進事業と、通称シーカフェと言うのですか、私もちょっと、どうもじったのかなと、シカのことをもじって、シーカフェですと、こういうことだそうです。

それで総務委員会全員で試作品の試食に行ってきました。その中で、たまたまだったのかと思いますけれども、商工会の会長を初め、局長、スタッフから積極的な意気込みで事業の成果だとか、問題、また、課題を聞きましたが、今回、商工会として、この種の事業は初めてではないかなという気がいたします。

それで今回の緑の分権改革推進事業の結果を、商工会としてまとめていますけれども、その中で、シーカフェのスタッフが今回、事業を通じて感じたことを書いていただきました。スタッフとは実際に今働いている6人の主婦の方が、いろいろ仕事をしながら意見を書いたということでございますけれども、ちょっと参考に読ませていただきますと、本当にいいことを書いているなという、私どもは思いました。それをちょっと時間の関係もありますけれども、読ませていただきます。

今回、私たちはシカ肉の有効活用を図るため、足寄町の特産物であるペレット燃料とするペレットオープンを使用し、シカ肉ローストなど足寄町の特産品開発を行うことを中心に仕事をしてきました。初対面のメンバー6人で、最初は不安も緊張もありましたが、両

国の広田さんや、いさりびの堂田さんの親切で丁寧なアドバイスのもと、毎日の試作品づくりに励むことができました。ちょっと飛ばしますけれども、試行錯誤の末、代表作として、町長ちょっと答弁読みました、ローストだとか餃子、コロケ、煮込みハンバーグの4品を完成させることができました。ちょっと外しますけれども、抜きますけれども、試食の際の会話の中で、多く耳にした町民の意見として、喫茶店としてくつろげるスペースがあればいい、もっと主婦でも働ける場所があればいいなという声でした。当店舗をだれもが集い、憩うことのできるスペースとして、今後さらに発展させたいと思いますし、また、別の空き店舗などでも検討していくことが必要でないかと思えます。そして、今まで専業主婦だった女性が、このような場所で時間のあるときに少しでも働けるような機会がふればいいなと感じました。ちょっと抜かしまして、一番の課題は足寄町のシカ肉の仕入れでした。現在足寄町には処理加工施設がないため、一般の人に提供できる安全なシカ肉を仕入れることができません。シカによる農業被害も十勝管内最多である足寄町なのですから、もう少し、シカの有効活用、特にシカ肉の利用に対して力を入れるべきではないかと感じました。この事業がきっかけとなりまして、シカ肉の有効利用、雇用の充実、空き店舗の再利用、ペレットオープンの普及につながっていくことを心から期待します。

このように本当に素人の主婦の方が足寄全体を見まして、実際に働いて、私ども議員の皆さんが思うような形で感じまして、被害もありながら、こういった雇用につながるような仕事ができないかというようなことで、一生懸命やった経過でございますけれども、この点について、まず町長にお伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、議員が言われた部分、実際に6名の方がかかわって、この結果につきましては、先日、商工会の役員の方が来られて、結果報告は私も受けておりま

すから、先ほどの答弁にも触れたとおり、一定の成果なり、あるいは課題というものが出てきたのかなと。

今後、商工会が中心となりながら、また引き続きやりたいということですから、これは発展性のことも含めて、私も行政も当然支援するものはしていきたいなと、当然それは議会とも相談をさせていただきたい。

今、目下のところ、商工会のほうに言っているのは、そういった将来に向けた計画を含めて、その枠組み、また、これは単独事業のようになれば、事業費も相当大きなものになると思いますから、新たな助成制度等も今模索しているというふう聞いておりますから、そのことはしっかり意見も聞きながら、必要な支援はしっかりしていきたいというふう思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） ぜひ、この文章を見まして、本当に町中の主婦の方々が仕事にかかわられる、また、研究開発もできると、こういったことから言いますと、やはり町の中にそういった施設も、充実した施設もあってもいいのかなと、将来に向けてもと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

また、この事業の趣旨の中で非常にすばらしいなと思ったことは、報告書の中で、ペットフードの活用が書かれていました。これらについても、私ども旧開拓農協の連合会で、畜連が牛肉の販売の取引の中で、1頭の中で全部位を消費者団体と取引の条件の基本でやっていたことを思い出しました。この報告書の中でも、1頭を有効利用するということが報告されていますので、ただシカ肉ばかりじゃなくて、いろんな面で活用を検討しているようでございますので、そういったことも御理解をいただければなと思えますし、このようにスタッフが感じたこと、また、報告書を読みまして感心したわけでございます。

足寄町の御当地グルメとして、考え方ですけれども、飲食店を通してでもどこでも食べることができ、また、食の大会がごさいます。B1グルメだとか、T1グルメなどいろいろありますけれども、もちろん足寄のスイーツも開発に挑戦していただきたいと思ひますし、このことによりまして、町民が関心を持つきっかけになりまして、地域力の向上、また、町の活性化につながることを期待しますので、行政の考えも支援も含めて、改めて御所見をお伺ひしたいと思ひます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

支援をするというのは、先ほどからお答えしているとおり、支援はしていきたいと思ひています。

御案内のとおり、このエゾシカの有害駆除をした有効活用というのは、実は町で直営で中矢地区に解体所も設けて、この間、直営の取り組みをしてきたという、これはもう御案内のとおりでございます。

私が首長に就任して、たしか平成16年だったというように思ひますけれども、閉鎖をすることにしました。それは何かというと、当時はやはり加工じゃなくて、生肉で売っていたのですよ。背ロースはレストランを含めて引き合いがすごくて、飛ぶように売れて在庫なんか全くないという、こういうことでした。

しかし議員仰せのとおり、すそもの、足も含めて、これがもうなかなか思ふような形でさばけなかったということで、これはエゾシカ肉の有効活用を研究する協議会も含めてあったのですけれども、いろいろ、しゃぶしゃぶがどうだとか、いろんなソーセージがどうだとか、いろいろこれをやったのですけれども、結果としてはうまくいかなくて、直営での運営は難しいということになって、当時閉鎖するに当たっては、民間で受け皿がないかということで、相当探したのですけれども、結果そこに行き届かなくて、閉鎖という

残念な結果になったというようなことでございます。

そういう意味からすると、先ほどの具体的なお話もあったように、今回この取り組み、これは国の交付金事業でやっていただいたのですけれども、そういう意味では加工品として、そういう開発ということができたということですから、これは大きな一つの前進かなというふうに私も受けとめております。

ただ問題は今度、あそこの加工場を今現在投げておくわけにはいきませんから、地元の農家の方2戸に、みずから牛肉、さらには羊の肉ですね、そういうことで今活用していただいているというようなこともあります。

そこら辺の関係については、これから先ほど申し上げたとおり、商工会がこれからどういう形で絵をかいていくのか、あるいは国の補助事業の採択がなされるのかどうかも含めて、一つずつハードルは結構あるというように思ひますけれども、そこら辺はお互いに連携を密にして、整理をかけた上で、当然有意義な取り組みだというふうに考えていますので、成り立つとすれば、展望が開けるとすれば、当然議会とも相談をさせていただいて、しっかりと支援をさせていただきたいというふうに思ひています。

それともう一つ参考までに言わせていただきますと、御案内のとおり、桜慈工房というのが里見が丘にありますけれども、ここも家庭の主婦の方々が働いて、チーズケーキをつくっておるのですけれども、ここもなかなか施設等々を含めて、古い民家を借りてやっているのですけれども、この頑張りもあります。

ですから、シカ肉となると、それは半端なことをできませんから、当然その処理をどうするのかという大きなことに、大きなお金もかかるのかなという思ひはありますけれども、いずれにしても、そうやって頑張るところについては、当然町が支援をする理屈理論が成り立つとすれば、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えていますので、そ

の節はもうしっかりと議会にも相談をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいということをお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。ぜひ商工会というばかりじゃなくて、商工会につきましても、初めてのこういった事業でございますし、私どもも、きっと期待することではないかなというふうに思います。

最後ではございますけれども、今回の事業は足寄町の課題解決に向けての、前向きの事業だと思いますので、車の両輪のごとく、行政商工会、また猟友会、エゾシカ有効活用研究会など、連携のもとに町の活性化に向けて進めていただきたいと思いますので、いま一度、町長の御決断をよろしくお願いいいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 再三の答弁になりますけれども、しっかりそのことが成り立つのだとすれば、当然議会とも相談の上、支援をしっかりとしていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） これにて、8番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

次に、6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

質問事項としましては、森林整備と森林整備加速化・林業再生事業、基金事業について、4点ほど所見や考え方をお尋ねしたいと思っております。

まず最初に、森林の付加価値の見直しと木材資源での地域おこしの政策は、豊富な資源のある我が町としては、持続性の持てる有効なものとしての認識は、23年第2回議会定例会でも、幾つかの課題がありつつも理解を深めてきたところであります。

そこでお尋ねしたいのは、森林整備にかかわって、当年度において町有林の間伐事業などで必要な補正予算も計上されておりましたが、町有林の主な事業で、計画に対しての実行率をまずお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） ちょっと全体的に質問してください。

6番（前田秀夫君） ただいま、実行率の問題に加えて、今般国におかれまして、昨年23年でございますけれども、森林整備加速化・林業再生、いわゆる基金事業として、復興木材安定供給対策として、23年10月の第3次補正予算で事業期間平成23年から26年として、1,399億円が予算化されました。また、第3次のメニューに盛り込まれなかった森林・林業・木材再生緊急対策事業で、森林・林業・木材産業づくりの交付金が71億円予算化されてきたところであります。

これらにかかわっての申請事業主は、既に告示の関係から十勝総合振興局を経て、北海道、国のほうへ申請されているというふうに思われますが、その内容と事業実行予定があればお聞きをしたいのでございます。

さらに、基金事業の背景と課題は、東日本大震災の被災地だけでは賅い切れない復興に必要な木材を、全国規模で安定供給する対策とされておりますが、それらをもとにした森林林業、間伐事業での考え方があればお聞きをしたい。

さらには、カラマツ工場の関係でございますけれども、経過といたしまして、平成22年3月加工場の閉鎖で、町としてはカラマツ振興や雇用の場などに大きな柱を失い、各種検討を進めてきた経過があります。

22年7月、異業種の有志の方々から地域産業を守りたい、産業としての再生を図りたいと事業協同組合による加工工場の提案を受け、町長として熱意を持って、地域再生での限りなく100%に近い補助事業の創設に向け、林野庁に要請した経緯は深く尊重してきておりました。しかしながら全国に。

議長（吉田敏男君） 前田議員、ちょっと待ってください。通告書に基づいていますか。

6番（前田秀夫君） よろしいですか。経過は割愛せよということですね。わかりました。

それで今まで申し上げましたのは、いわゆる森林整備加速事業・再生事業にかかわって、申請内容をまずお尋ねしたいということが2点目でございます。

3点目としましては、基金事業の背景と課題は、東日本大震災の被災地だけでは賅い切れない復興に必要な木材を、全国規模で安定供給する対策とされておりますが、それらをもとにした森林整備・間伐事業等の考え方があれば、お聞きをしたい。

さらに、木材産業構造改革整備としての懸案であるカラマツの製材工場については、平成23年第2回町議会定例会において、製材市況の長期低迷等困難性、国政事情などの理解をしていたところでございますが、基金事業、国の補正事業で現状を得ての考え方と執行方針において、予定としての方針ではございますが、担い手基金等、事業採択等の課題等の内容をお聞きしたい。

以上4点、お聞きいたします。

議長（吉田敏男君） 一番最後の部分、どうですか。今ちょっと抜けていたと思うのですけれども。一番最後のこの文面です。

6番（前田秀夫君） 担い手企業等の事業採択の内容、どのようなものが、例えば創業にかかわってどうなのかとか、そういった内容があればお聞きをしたいということでございます。

議長（吉田敏男君） ちょっとちょっと、説明してください。

6番（前田秀夫君） 大変申しわけございません。

内容に加えてまた、山村の森林整備と研究問題からしての無立木地への手だてについては、6月定例議会においても、国の手薄な予算措置と森林所有者などの課題もあり、困難

性であると理解しておりますが、山村地域の環境については、一層国に働きかけられたい。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、町有林野事業の実行率でございますが、平成23年度当初予算ベースで計画していた面積と実績見込み面積を対比した実施率で御説明申し上げます。

補助造林部門におきましては、人工造林の実施面積は58.6ヘクタールで実施率は100%、下刈りは約90%、間伐は約79%、準備地ごしらは約60%の実施率となっております。

また、水源林造林部門の人工造林実施面積は17.1ヘクタールで実施率は約133%、下刈りは約53%、除伐は約213%、間伐は約237%の実施率となっております。

路網系の森林作業道整備は水源林造林事業で計画をしておりましたが、国の予算が措置されず実施できませんでした。

なお、実施面積等は平成23年度補正予算の242、並びに243ページに説明資料を添付しておりますので御参照をいただきたいというふうに思います。

次に森林・林業・木材産業再生緊急対策事業についての御質問ですが、現在、本事業を活用した木造公共建築物等の整備計画はなく、申請はしておりません。なお、足寄中学校校舎改築事業につきましては、平成23年度第4回定例会の教育委員会行政報告で申し上げたとおり、学校施設環境改善交付金と緊急防災・減災事業債を予定しております。今後も、いろんな補助制度と比較をしながら森林・林業の再生に向け、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に取り組んでまいります。

次に森林整備事業、間伐事業の考え方でございますが、国の第3次補正予算において事

業期間が延長されたことに伴い、十勝流域森林・林業活性化センター、緑の産業再生プロジェクト十勝地区推進委員会において取り組みを継続していく計画と認識しております。

なお、本年2月に設立されました池北カラマツ原木安定供給協議会が計画していた林野庁公募事業であります、地域における原木の安定供給の取り組みへの直接支援は、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する対策として各都道府県の基金事業に組みかえとなりました。北海道との協議では、基金の活用については十勝流域森林・林業活性化センターを予定し、一町村または一部流域の取り組みは対象としない方針が示され、やむなく断念せざるを得ない結果となりました。このため、町単独の支援対策を検討しておりますので、計画がまとまり次第、補正予算を提案させていただきたくております。

次に、基金事業を活用したカラマツ製材工場の整備についての御質問ですが、平成24年度において帯広市のカラマツ製材会社が芽登地区に、また、町内民間製材工場を中心とする企業等が平成25年度に、それぞれ新工場の建設を予定しております。

北海道からの情報としては、北海道全体の要望額に対し基金の配分額が約6割であり、要望額を満額確保できないことから、同一町内2工場の新設について地域合意が得られる計画作成が肝要であるというふうになっております。

本町といたしましては、小径木を対象に内装材等の生産工場、これは芽登地区と、主伐期を迎えているカラマツの高度利用を目指した中大径木の引ける工場、これは地元企業等のすみ分けを行い、2工場新設の必要性について理解が得られるよう、担い手企業等の計画作成に積極的に支援していく考えてございます。

最後に、無立木地の手だて、国への働きかけについての御質問ですが、平成23年度から森林の有する多面的機能の発揮と山村地域の振興に資するため、北海道の補助事業とし

て、未来につなぐ森づくり推進事業が始まりました。この事業は、森林所有者が人工造林を行った事業費に公共補助金68%、国が51%・北海道17%、さらに北海道16%・市町村10%を上乗せ補助をする制度で、第三者から伐採跡地等を取得し造林した場合も対象となります。

これら制度の積極的な活用を促進するとともに、町単独の民有林造林事業補助金による追加支援を行い、引き続き無立木地等の解消に努めていきたいと考えております。

なお、平成23年度に開催しました林業政策懇談会において、森林所有者が高齢化し、後継者不在の伐採跡地等について、公有林化も含めた対策を検討していく確認がなされました。引き続き林業関係機関、団体と連携、協働して森林の広域的機能の高度化を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 一般質問事項でありました森林整備と森林整備加速化・林業再生事業、基金事業にかかわって、それぞれの内容については理解をしたところであります。

そこで、具体的にまず1問目としまして、当年度の実行率の関係で、それぞれお示しがありましたけれども、そこらにかかわる具体的要因等がわかればお示しをしていただきたいと思います。実行率にかかわる要因でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 実行率の要因の関係でございます。

補助造林、下刈り90%、23年度においては2回刈りが余りなかったわけですが、ほぼ予定どおり実施となっております。

間伐約79%でございますけれども、予定していた箇所において総面積の風倒木被害発生があったということで、ここの間伐を見送りをさせていただきました。そういったことで79%という実行率になっております。

準備地ごしらえ60%でございますけれども、これは分収造林をしていました変換箇所でございます、地ごしらえ調査の結果、一部広葉樹が残っていたということで、その部分を広葉樹が残った部分で変換されていたので、その部分の地ごしらえ部分を除外したということで、実行率は60%ということになっております。

水源林造林は下刈りだけが53%ということになっておりますが、これは1回目の下草刈りがおくれたということで、2回刈りを予定していた部分では下草が余り伸びていなかったということで、見送ったということで実行率が下がっているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） ただいま、実行率にかかわっての具体の説明につきましては理解をいたしました。

次の関係でございますけれども、路網系の森林整備は答弁書によりますと、水源造林事業法で契約は指定していなかったと。さらには、国の予算が措置されず実施できませんでしたということでもありますけれども、基金事業として、もう時期を失しているのかもしれませんが、予算の関係のほうは路網系のところへ、基金事業のほうへ回すことの要請はでき得るのか、でき得ないものか、お聞きをしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） まず、水源林造林事業のこちらのほうの部分では、100%補助金で、補助金といいますか、森林開発公団の事業で賄えますので、基金事業のほうに振りかえる予定はございません。

今回、実施しなかった部分については、水源造林の路網整備でございます、この部分については全額補助金でもらえる、整備できる事業でございます。そういったことで組みかえは予定しておりません。

以上です。

議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 理解をいたしました。

それで、カラマツの製材工場の関係は前段の回答書の中で、基金の配分が6割で満額確保できないということで、同一町2工場の新設については地域合意形成が得られる計画策定が必要であるということでもありますけれども、具体的には何年度を目途にしながら条件整備を作成していこうとされておられるのか、考え方があればお聞きをしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この基金事業が24年、25年、26年の3カ年というようなことで、それで需要額調査がされました。

当初私どもが承知をしていたのは、地元の工場中心とした部分、これを平成25年度に事業採択のマックス額15億円ということで申請をしたということでございます。

先ほど申し上げた芽登の工場というのは、後からわかったわけでありましてけれども、これは24年度に、金額ごめんなさい、ちょっと今手元に資料がないのですけれども、24年度に実施をしたいということで、申請が出ているというようなことでございます。

ですから結果としては、足寄の地区の中で二つの申請がなされているのだということでございます。

そういう中で、今担当のほうに指示しているのは、内々では相当全道各地をもって、これは全国の事業、全国の事業はそれぞれの都道府県で基金事業になっているのですけれども、北海道の中でも相当数手が挙がっているということで、積んだ基金ではとてもでないけれども足りないということで、まだ最終決定ではないようでありますけれども、先ほどお答えしたとおり、全体の需要額からすると、足寄の地区全体に配分されるのは6億円程度でないのかなという内々の情報をいただいているものですから、それではとてもじゃ

ないけれども足りないということですから、ここら辺のことをどうしていくのかということでもあります。

目下24年が6億円だと言っているのか、3年間の中で6億円だと言っているのか、そこら辺のことを目下、道のほうと早急に情報収集含めて整理をかけるように指示を出しているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 具体的によく理解をいたしました。

最後でありますけれども、とりわけ森林整備、木材生産に係っては、単に森林経営ないし、森林事業のみならず、足寄町全体の関連産業を含めたところまで大きくプラスに波及していくものという理解の上に立っております。

今、町長の見解でありますと、とりわけカラマツ工場については、まだ未確定要素も見え隠れしているということでもありますけれども、中間で取り違えて申しわけありませんでしたけれども、平成22年3月に加工工場の閉鎖、それ以降、町としても、22年7月でありますけれども、地域産業を守りたいということで、異業種の有志の方から産業としての再生を図りたい、協同組合による加工工場の提案を受けてから、町長としまして、熱意を持って何回か話がありましたとおり、林野庁のほうへ要請した経緯を含めておりますけれども、その時点では新設、モデル新事業予想創設では財源確保は極めて不透明だと。しかし今段階は見え隠れしている部分もあると。機会とすれば、もしかすると、その6億円プラスになってくるのか、またこれも不透明ということでもありますけれども。

最初に申し上げましたとおり、足寄町は森林の町であります。木材産業の町であります。基幹産業であります。

最後に申し上げますけれども、無立木地を含めた山村地域の整備を含めて、一層の町行政の上級機関への働きを要請して、私の質問

とします。ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、6番前田秀夫君の一般質問を終わります。

次に、4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） それでは、お許しをいただきましたので、我が町足寄町の人口減の歯どめ対策について、質問をいたします。

私は我が町足寄町に生まれ育ち、子供のころから今日まで、我が町足寄町の町並み、景色の移り変わり、人の移り変わりを体感し、さまざまな経験をしてまいりました。

思い起こせば、昭和35年、私が中学生のころ、林業、農業、電源開発、足寄側阿寒には硫黄鉱山の採掘があり、人口は1万9,385人と繁栄の一途をたどり、足寄町も2万人に達するのではとも言われておりました。三笠通りは昼も夜もにぎやかで、夜はネオンが輝き、それは華やかな繁華街で多くの飲食店、遊技場、足寄劇場と日本劇場、二つの劇場が立ち並んでおりました。そのころ三笠通りに行き交う人たちは、毎日、肩と肩がぶつかり合うほどのにぎやかさでした。

あれから40年の歳月が流れ、昨年の10月調査では、人口7,700人に減少しております。これからも少子高齢化が進んでいくことを考えますと、なぜか心細く寂しい思いがいたします。

これは私一人がそんな気持ちになるのでしょうか。我が町に長年在住し、愛着を持っている住民なら、だれしもが考えるのではないのでしょうか。一言で時の流れだ、我が町だけの問題ではない、どこの町も同じだと言い切れるのでしょうか。私たちが長年住みなれた緑の高原都市、足寄町と言われた我が町、何とか創意工夫で、少しでもこの人口減をおくらず、または歯どめをかけ、食いとめる手段はないものかと考えます。

今までも、町は企業誘致または移住、定住問題について推進を図ってきたものと考えますが、どこまで進んで、どうなっているのか、所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 木村議員の一般質問にお答えいたします。

我が町足寄町の人口減の歯どめ対策についての御質問ですが、議員仰せのとおり、本町の人口は年々減少しており、本年2月末現在の住民基本台帳人口は7,651人となっております。

現在の日本の社会・経済情勢において、人口減に歯どめをかける特効薬を見出すことは困難であると考えておりますが、地域振興と人口減少の抑制策として、基幹産業である農林業の新規就農者支援、地場産業の振興による雇用の安定確保と新たな就労の場の創出、生活環境の整備や子育て支援の充実、医療を中心とした介護・保健・福祉の連携システムの構築による安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めております。

どこまで進んで、現在どうなっているのかという御質問でございますが、企業誘致に関しては、その時々状況に応じて、でき得る限りの対応をしており、移住・定住施策に関しては、近年、本町の基幹産業である農業に意欲を持って働こうとする後継者や移住者を支援する施策を積極的に進めており、順調に担い手が育ち、地域活性化にもつながっていることから、引き続き農業の担い手育成と安定した農業経営体制の確立のための支援を行っていきたくと考えております。

また、地場産品を活用した特産品の開発や加工等の支援、雌阿寒岳やオンネトーなどの雄大な自然景観や北海道遺産、ラウンプキなどの観光資源の活用、交通の要衝に位置する地理的条件を生かした魅力ある観光産業の振興及び商工観光業と農林業の連携や企業誘致活動を進め、新たな雇用創出や雇用の安定確保を図り、少しでも人口減少を食い止め、わずかでも移住人口をふやしていかなければならないと考えております。

平成24年度の行政執行方針でも触れておりますが、町内建設業者により住宅新築を行う町民への支援に加えて、新たに増改築、耐震診断及び耐震改修を行う町民への支援、事

務所と工場の増設と雇用増を予定している町内企業への支援、さらに北海道が実施する緊急雇用創出推進事業の実施や、ふるさと十勝通年雇用促進協議会による各種技能講習や技術取得セミナー等を通じての季節労働者の雇用促進を進め、産業振興と雇用の場の創出により、定住人口の確保と地域経済の活性化を図りたいと考えております。

さらに、新規就農者や後継者パートナーなどの多様な農業担い手の確保と育成を進め、地域農業を支えるすぐれた担い手による農村社会の確立を図りたいと考えており、足寄町の特色を生かした新規就農者への支援を継続したいと考えております。

また、本町には無限資源となり得るバイオマス資源が豊富にあることから、これらの新エネルギー関連の新産業と雇用の創出を目指します。

そのほか、現在足寄町で暮らす町民の皆様のために、高速通信網、携帯電話や地デジなどの情報通信基盤や下水道または浄化槽の整備、さらに子育て環境や地域医療体制の充実など、安心して暮らせる住みやすい生活環境の整備を、関係機関の御協力をいただいで引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） ただいま御説明をいただきまして、ある程度はわかりました。それではまた再質問をさせていただきます。

地元の学校を卒業し、我が町で親元で、またはふるさとで働きたいという若者に対し、地元で働きたいという希望の若者がいても、この町に仕事がないければ、当然残りたくても残れないわけであります。

これらの若者雇用問題に対し、どう進んでいこうとしているのか、そしてまた、振興策はあるのか、この辺についても伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

端的に、我が町足寄町に足寄高校がございまして、卒業生は50名前後、毎年卒業するわけでございます。

そこで、地元で働きたいといっても、なかなか働く場所がないという、これも現実の問題でございます。

御案内のとおり、町の職員自体も採用計画がもうぐっと絞り込んできておりまして、新年度も高卒1名雇用しますよということだったのですけれども、残念ながら、足寄高校からは、受験したのかどうかまではちょっとわかりませんが、少なくとも合格者は出なかったと、足寄町役場を希望する方がいなかったという、こういう現実でございます。

議員御指摘のとおり、地元で働いて、そして地元に残りたいという希望を持っている若者もいるというふうには思っていますけれども、しかしこれ現実問題として、働く場所が何カ所、何人、雇用をできるところがあるのですかと言われると、甚だ厳しい状況になっていると言わざるを得ないというようなことでございます。

なお、昨年も足寄高校で就職できなかった子供というのは、暫定的に1年だけ町で抱えるよということで、その間に就職活動をしていただくということで、議会にもお諮りをし、承認をいただいたところでありますけれども。

新年度は今のところ、まだまだ就職活動をやっているということで、今のところ、目下のところ、1名がちょっと就職できないかなという情報をいただいていますから、この分については、また引き続き高校のほうと連携をとりながら、1年間、町のほうで、臨時雇用でありますけれども、そういった対策は進めていきたいなというふうに思っております。

ちょっと不十分な答えかもしれませんが、そういう厳しい状況になっているということで、御理解をいただきたいというふう

に思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） わかりました。

それでは次の質問をさせていただきます。

これについては農業委員会、パートナー対策について、お尋ねをいたします。このことについては決算委員会で、少し私も触れていたことと思います。

足寄町の基幹産業は何といっても農業であります。農業が元気でなければ、我が町の関連産業を牽引することができないものと考えます。

しかしながら、私の調べでは町内営農者、または後継者で20代から50代の未婚男性が60名以上いるわけであります。結婚とは1プラス1は2ではなく、3にも5にも7にもなる可能性を秘めていると考えます。この60名の若者、未婚者が少しでも早く結婚することによって、我が町の基幹産業である農業の足腰が強くなり、経営の安定が図れる、また、子供が生まれることにより、人口減に少しでも歯どめをかけることはできると考えます。

私も昨年は町内の若い男女何組かを集め、3回ほど、婚活といたしますか、聞こえは悪いが合コンの機会をつくりました。しかし残念ながら、まだ1組もまとまってはおりません。

そこで3月7日の議会において、農業委員会の活動方針の中で、会長が農業青年との婚活ツアーを開催し、農業に関心のある女性を招いて交流を進めるとありましたが、具体的に現在まで、どのように進行し、何組までまとまったのか、また、まとまりそうなのか、この辺についてお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、農業委員会会長。

農業委員会会長（阿部正則君） 木村議員の質問にお答えいたします。

未婚の後継者は現在約60名以上いるわけでございますが、今の現況の取り組みは、農

業委員会、並びに町、あるいは足寄町農業協同組合とアドバイザーによる構成で足寄町農業後継者パートナー対策委員会をつくっております。

1年に1度ではありますが、どうしても青年が暇になる冬期間を指定するものでございますから、その時期に婚活パーティーをやっているわけでございます。

昨年とことしと、まだ2回ではございますが、ことしで約3年目になりますが、女性男性とも今まで19名の参加をいただきまして、1組がまとまりました。現在、進行中は3組ぐらいいると聞いております。

これは、あくまでもやはり行政がどうのこうのと指導するわけにもいきませんので、本人たちに本当にそういう出会いの場をつくってあげますので、何とか自分たちでやってくれというのが私たちの考え方でございました。

どうしても年齢が高くなりますと、そういう婚活パーティーにも出てきません。その対策はどうするかということになりますと、やはり個別的にマリッジリングセンターとか札幌にありますから、そういうところに入会しまして、個別的に婚活ツアーに出てもらうというような形を今後考えていかなきゃ、なかなか待っていては来ないというのが現状でございます。

今のところ、そういうような形でやっておりますので、いましばらく、すぐ効果は出ないにしても、やはりそういう婚活の場を提供することが、行政の役目だと思っておりますので、今後もその方針で進めてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） はい、わかったような。これはやはり今、婚活で一生懸命、前向きな形の中で頑張っているというのは、まず農業委員会が、今のところ頼りの綱なのかなというふうな気もいたします、はっきり言いまして。

あと、これは私も昨年は3組ほどばかりやったわけなのだけれども、昔はいろんな仲人さんとかという方がいて、そしていろんな形の中で、世話役人をした人がいたわけなのだけれども、やはり人と人とのつながりの中で、なかなかこれが難しいということで、結局はなかなかそういう形の中では、進んでいないということになるかと思えます。

しかしながら、足寄町には60人という、まだ未婚者がいると。これは農家の未婚者だけでそれだけいるわけだから、これが足寄町総体で考えると、これもやはり一日も早く皆さんが結婚していただければなと、そんなことを考えるところでございます。

まず何としてでも、全力でこの人口減をおくらす、そしてまた歯どめをかけ食いとめる努力、そして食いとまることを心から念じて、私の質問は終わるわけですが、最後に町長の思い、そしてまた所見を伺って終わりたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この問題は先ほど申し上げたとおり、再三にわたり議会でも議論をさせていただいているところでございます。

先ほどの冒頭の答弁でもお答えしたとおり、実は特効薬は見当たりません。ただ、今現在、私どもの町で重点的に取り組んでいるのは、やはり農業の後継者不足ということもありますから、ともかく新規就農対策をしっかりやっていこうということで、既にたしか13戸、新規就農していただいていますし、24年度も既に1戸は間違いなく就農することで、先日、お父さん、お母さんもお見えになって、私のところに来ていただきました。それから、さらにもう1戸、24年度中の就農ということの予定をしております。

それから、やっぱり何といたっても、公共事業が実は激減しているのですよ。十勝管内の

帯広開発建設部、それから、土木現業所と言ったほうがわかりやすいですから言いますけれども、ここの最盛期の公共事業から比べますと65%落ちているのですよ。65%の落ち込みなのです。ですから、これは御案内のとおり、足寄町も土木建設業を営まれている会社も多いですし、当然従業員の方もいらっしゃるということですから、この影響たるや、ものすごく大きいということです。

それから、国を初め、私どもの町もそうですけれども、この間の行政改革ということで、どんどんどんどん人を減らしてきているということで、新規就農を少しずつ入ってもらっているのですけれども、正直言って追いつかないという状況です。

そこで、先ほど言った雇用の場の確保ということもあるのですけれども、そこでもう一つ力を入れていきたいというのは、やっぱり足寄町は御案内のとおり、1,000億平方キロメートルのうち、約83%が森林ですから、ここをどう守り、どう林業を発展させていくかということだというように思っています。

当然しかし、そこには職業選択の自由がありますから、これはそこで雇用の場ができたから、若者がそこに、どんどんどんどん就職してくれるのかということ、これはまた条件づくりも含めて非常に難しいものがあるかなというふうに思っていますけれども。

私は目下、足寄町の条件でいきますと、やっぱり林業政策をしっかりとやることによって、そこでの雇用の場の確保というのは、ある意味、条件からするとハードルはありますけれども、ほかのところから比べるとハードルは低いのかな、そんな思いもしていますから、何とか林業関係者の方々含めて、集まって知恵を出し合って、そういう林業振興策をやることによって、雇用の場の確保につながるのだというふうに思っていますので、本当に繰り返しになって申しわけないのですけれども、特効薬はありませんけれども、しかし、そういった地道な活動をしていくと。

それから企業誘致も、正直言ってまだ公にはできませんけれども、二つばかり話は進んでおります。ただ、これは今の現下の経済情勢ですから、これもそう簡単に一足飛びにいけるかということ、そうではないというふうに思っていますけれども、しかし、ここら辺も粘り強く途絶えそうになるパイプを少しずつでもつなぎながら、目下進行中だということだけ申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

4番（木村明雄君） これで終わります。

議長（吉田敏男君） これで、4番木村明雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時25分スタートといたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき、医療と介護、保険福祉の連携システムについて御質問をいたします。

日本は、かつてない超高齢化社会を迎えようとしています。我が足寄町も高齢化比率が平成23年11月末現在で33.31%となり、また、平成26年には、高齢化比率38.06%に急激に急増することも予測されています。

この超高齢化社会に対応するシステムがまさに足寄町で力を入れている医療と介護保険福祉の連携システム構築であると考えております。この中で、地域包括支援センターの役割は非常に重要であると思われま。

高齢化比率が増加の一途をたどっている今に、早急なる人員の増強、また、資格取得者の養成を行い、安定した体制づくりが急務ではないかと考えております。

機能強化により、住民との信頼関係の構築も必要と思われますが、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

本町の人口と高齢化率でございますが、住民基本台帳における平成24年2月末現在の人口は、7,651人で、そのうち65歳以上の人口が2,563人、すなわち高齢化率は33.5%の状況となっております。

人口構成につきましては、5年前の平成19年2月末と現在を比較してみますと、総人口で752人の減少、そのうち65歳以上の高齢者人口は38人の減少となっておりますが、75歳以上の方の人口となりますと、105人の増加となるなど、75歳以上の高齢者の方の占める割合が大きくなってきており、高齢化率も2.6ポイント上昇するなど、高齢化が進んでいる状況にあります。

議員御指摘のとおり、今後ますます進む高齢化社会の中での地域包括支援センターの役割は非常に重要であります。そのような状況を見据え、平成21年度から医療と介護・保健・福祉の連携システム、以下、連携システムと言わせていただきますけれども、この構築により、すべての町民が安心して暮らせる町を目指すためのまちづくりに向けて、地域包括支援センターが中核となって連携システム構築を推進してまいりました。

特に、平成23年度は、地域包括支援センター機能強化事業の補助金を受け、民間の事業所も含めた情報の共有化など、平成24年度の（仮称）ソーシャルワークセンターの運営開始に向け、着々と準備を進めております。

平成24年4月からは、町内医療機関の機能分担による新型老健施設の運営も開始されることから、地域包括支援センターを中心とするマネジメント体制の早急な整備が重要となっております。

今後、相談窓口の一元化、適正なサービス

の利用と施設等の利用にかかわる一元調整、利用者情報の収集と集積などを進めるとともに、連携システム構築の一環であります小規模多機能型老人福祉施設等の整備による、循環型の連携システムの構築を目指してまいります。

また、連携システムを構築していくためにはサービス基盤の整備も重要な課題であるとともに、在宅における安定した生活を支えるためには、在宅福祉サービスの充実が何より重要であります。連携システム構築の一環であります小規模多機能型老人福祉施設等の運営に関しましては、社会福祉協議会から運営を担いたいという申し出があり、サービス事業所が安定したサービス提供ができる体制に向け、サービス事業者との連携をさらに強化を深めていきたいと考えております。

さらに、住民との信頼関係の構築につきましては、情報誌あしよろつての継続した発行やホームページの開設による情報発信や広報・啓発活動のほかに、日常の訪問活動の際に御説明をさせていただいたり、老人クラブ等の集まりに伺いながら、直接意見交換ができる機会をつくり、今以上に取り組んでいくなど、各種連携体制の変化を実感していただけるような体制づくりが急務であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番 高橋秀樹議員。

1番（高橋秀樹君） 正しく、足寄町は今、地域包括支援センター、非常に重要な役割を担っていくことと存じております。ソーシャルワークセンターです。あしよろつての第2巻になりますけれども、この中にもいろいろと重要なことが非常に多く書かれていると、私も認識をしております。

その中で、前回特別委員会もありました。その中で、やはり医療保険額が26年度になると、上がっていくのかなというふうな、僕は実を言うと懸念をしているのですが、その辺について、26年度以降、どのような保険

料、この間上がったばかりなのですけれども、26年度以降、認知症対応型のグループホームで小規模多機能の老人福祉施設、老人アパート等々がどんどんどんどんで上がっていく上で、その保険料がどのように推移する。まだまだ3年後のお話なのではありませんけれども、今現状で話をしておかなければ、その対応ができないといえますか、ということで、上がる確率、もしくは下がる確率があるのかどうかわかりませんが、その辺の確率等々がありましたら、お示しを願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） 介護保険の関係につきましては、今回の議会の冒頭に提案させていただきまして、2月の臨時議会でも計画を御審議いただきました。その中で、第5期の期間ということで、24年度から26年度までの3カ年間の必要量を見込んでの介護保険料という金額を算定させていただきました。

これが4,950円ということで、現状より1,250円値上がりになっているわけなのですが、この中には、小規模多機能型老人保険施設、それから、グループホーム、それから、老人アパートについては、今のところ介護保険直接ではないというふうに判断をしているのですが、これが一体の施設をつくって、すべてこの4,950円で賄えるという判断でありますので、予定どおりいけばこれよりふえることもないだろうというふうに考えています。

ただ、いろいろな条件がありますので、そのときになってみないとわからないのですけれども、今のところは、この4,950円という数字で、第5期については間に合うだろうというふうに判断をしているところです。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 僕が聞いたのは、その次のときの確立といえますか、そのところをお示し願えれば、というのは、このまま

つくって、多分施設が順調に稼働すれば、多分収益も上がってうまくいくのであろうと考えてはいるのです。

あしよるっての中で、26年度にすべての連携システムが完成するというふうにならわっているわけですね。

やはり、今現状で、ここ一、二年の話をして、もう動きは変わらないので、3年後のことを今お聞きしているわけで、それに向けてどのように私たちが政策を、政策とは言えませんが、どういうことが提言できるのかということをお話をさせていただきたいと思いますので、そういう話をもしできるのであればお聞かせください。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（堀井昭治君） 介護保険計画につきましては、まだ第5期ということで、26年度までの計画しかつくってありません。その後については、当然、この25期の中でいろいろ状況を見ながら実績、それから、推移を見ながら決めていくことになると思うのですが、今から27年度以降の話になりますと、何とも言えないのですけれども、果たして、この連携システムが予定どおりに進んでいったときに、想定している施設だとか、在宅サービスの範囲、これが順調に回ったときに、これで足りるのかどうかという問題があるのだと思います。借りに足りるのだとするならば、この金額というのは、おおむね変わらないだろうと思います。

さらに、新たなサービスがもっとも必要だということがふえてくるならば、そのサービスに見合うだけの保険料、給付費というのが出てきますので、自動的に保険料が上がるということになってくるのかなと思います。

ただ、いずれにしても、一番そういった意味では、保険料は圧迫するといえますが、そういった意味での施設に対する給付費というのは、限界が来ているというふうに判断をしていますので、在宅をシフトしていたときに、例えば、24時間の訪問看護だとか、介

護だとか、こういったものが仮にできたとしても、必要以上に経費がかからなければ、何とかなるのかなというふうに思っています。今はそれ以上は何も言えないので、御容赦願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋秀樹議員。

1番（高橋秀樹君） 私が、実は何を言いたいかというと、介護保険料を10円でも20円でも下げていきたいと、そういうような思いを持ちまして、発言をさせていただいています。

それは、やはり認知症対応型のグループホームですとか、あと、小規模多機能型の福祉施設、老人アパート等々、実を言うと、民間の業者で建てることができないかというふうに考えています。というのは、建築コストを一部民間の方で肩がわりをしていただく、それで、その費用を安くできることはできないか、これは、社会福祉法人を立ち上げるのか、もしくは個人でその老人アパートを建てますよですとか、もしくは、出資者を募って何人かで建てていくだとか、そういうことができないかということを考えております。

これについて、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

施設整備については、これは保険料のはね返りはないのです。ただ、もう一方では、民間事業者で建てられないかと、これはほかでも例はありますよね。例えば、十勝管内でも、池田あたりもそうですし、陸別町もそうですね、福祉法人が建てる。これは、町が直接建てても民間の事業者が建てても、これは、国の補助金というのは来ます。民間で建てる場合については、その補助金なり交付金が100%ということはありませんから、その足りない分は地元の自治体が助成をして建てるという、これは、全然やぶさかではありませんし、隣の町の本別町でも、たしか、福

祉協議会で建てて、そこで町が福祉協議会の方に足りない分は助成をするよと。こういうことというのは、ありだというふうに思っております。

現実、足寄の場合でいきますと、NPO法人のところで共生型の自立の施設をつくりました。これについても、町の方から助成をして建てていただいたということでございますから、議員仰せの部分につきましては、その可能性は否定しませんし、可能であれば、そういったことも選択肢の一つだというふうに思っていますので、そこら辺は十分検討させてもらいたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） よくわかりました。

やはり、一番不安に思っているのは、建物がどんどんできた。だけれども、住む人が、それを利用する人が高くて使えないというふうになってしまっただけでは、結局、本末転倒と言ったら変なのですけれども、せっかくのすばらしい連携システムをつくっておいても、先に進めなくなってしまうということになってしまおうということに懸念を覚えました。実を言うと、あしよろっての中に、千田室長、厚生労働省の。やっぱり足寄町、一文を読ませていただきますけれども、足寄町は、高齢化率が30%を超えているので、将来モデルをつくっていくには、あまり時間がないです。福祉というより、生活全般をどう支援していくか大事だと思いますというふうにコメントを残されています。

僕、二度ほどお会いしたことがあります。非常に感覚的にすぐれていらっしゃる方だなというふうに僕は理解をしています。こういう千田室長は、こういうことを足寄町にある意味提言をさせていただいているのかなというふうに思っております。

これをどのように、やはり具現化していくというか、足寄町で実行していくかというのは、足寄町がどのように高齢者に対して、もちろん在宅が一番よろしいのでしようと私も

そう思います。ですけれども、現実として、町の財政がどんどんどんどん逼迫していった中、産業がなくなっていく中で、支える人間がどうしても足りなくなってくる。この生産人口と言ったら変ですけれども、高齢化率が実を言うと上がっているのは、僕も計算したのですが、これは、高齢者が本当に多くなっていくというよりは、流出口が多くなっているから、高齢者率がどんどん急激に上がったのだというふうな認識をしております。

これは、ここのところどのように足寄町として、先ほど木村議員さんもありましたけれども、どのように食いとめていくとかということが非常に重大な局面にいるのかなというふうに考えております。これを町長、先ほどから重複してしまうような質問になってしまいますけれども、その辺の手だてということと言うと、何かあるか、もしくは、千田さんの言う足寄を守っていかなければいけないという部分で、何かございましたら、具体的なものがありましたら、具体的なものはないかもしれないですけども、何かありましたら答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

そもそも連携システムを構築していきたいというきっかけというのは、あしよるっての1号で触れたとおり、今、うちの国保病院に村上医院長先生が赴任していただいて、もう既に3年ということになりますけれども、そこで医院長先生から、町長、足寄の医療と、もっと言えば、お年寄りの介護を含めてどう考えているのと、こういう問ひかけがあつて、そこからスタートした話でございます。

医院長先生といろんなやり取りをしたのですけれども、こういった連携システムをつくることによって、当然、雇用の場の拡大にもつながるよね。こんな話もさせていたひいているところでありまひす。これは、非常に、そ

のときの話は、大きな話もしました。足寄高校が今一間口、二間口のすれすれのところでやひている。医院長先生、高校も少ないのだったら、そういう福祉施設をどんどんつくつていひて、足寄高校をそういった、例えば、足寄高校を卒業すれば社会福祉の資格がとれるような、そういう職業化ということもあるのではないのかという、こんな大きな提言もいただひているわけでありまひすけれども、そこは先生という話になつたのですけれども、いづれにしても、この連携システムを構築するに当たっては、足寄の今の高齢者の方々の現状、これは、担当のほうでしっかり細かく分析をしていただひて、今ある民間施設も含めて足りていひる部分、それから、今後、やっぱり足りてない部分、何が必要なのだということひ議論をしていただひて、結果として小規模多機能、それから、グループホーム、そして、これも医院長先生の言葉が一番大きかつたのですけれども、やっぱり高齢者の一時住まいといひいますか、これ居住権を与えることは考えてないのですけれども、その高齢者の専用住宅という、この三つが我が町足寄町では欠けていひるのではないのかなと。こんなことで、計画を、目下のところまだ計画ですけれども、総合計画でもお示ししたとおり、26年までにこの三つについてはつくり上げていひたいということで、現段階ではそういう状況だということひござひまひす。

これから、まさに、その実現に向けて議員の冒頭の御質問にあつたとおり、それをどういひうぐあひに絵をかひて、使ひやすい施設にして、しかも、そんなに介護保険にもはね返らないような仕組みづくり、もっといひえば、連携システムですから、それぞれに施設が違ひいますよね。例えば、国保病院に入院した場合の費用は何ぼかかるのですかと、あるいは新型老健の我妻さんは何ぼかかるのですかと、あるいはグループホームに入つたら何ぼかかるのですか、もっといひえば、東京に行つたら何ぼかかるのですか、ここを何とかそん

なに差がないようにできるような仕組みづくりはできないかなということも頭の中にはあるのですけれども、これは、足寄町単独でやるのか、あるいは国に対してもそこら辺は助言を求めていきたいというふうに思っていますけれども、そんなこともこれからまだまだ整理していかないといけない部分がたくさんありますけれども、それは一つ一つ整理をかけながらやっていきたいというふうに考えています。このことが少しかもしれませんが、雇用の場の確保にもつながるのだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 町長がおっしゃったように、本当にこれ、この政策をしっかりとやっていくことによって、雇用の場がしっかりと確保される。もう一つ、これをしっかりとやると、今度、僕が懸念しているのは、もう一つありまして、役場の職員の方々をそこにもうちょっと投入をしていくというか、福祉課をもうちょっと大所帯にしていかないと、ちょっと回らないのではないかなというふうな、僕は懸念を抱いております。その点に関していかがでしょうか、もし何か具体的に、例えば、そこのところで職員を、例えば建設課から回してくるだとか、もしくは、その増強をかけるのにどのような手だてを考えているのか、もしありましたらお教え願います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） まず、この連携システムを構築していく上では、当面としては、4月1日に人事異動をやるというふうに考えていますけれども、一応、福祉課の中は、少し見直しをさせてもらうというふうに思っております。今は、福祉課の中に、室は一つしかありませんけれども、従来は二つあったのですけれども、これは一つにまとめるのですけれども、また戻るかよという御指摘も受けるかなというふうに思いますけれども、この連携システムをつくり上げていく

ために、まだ基礎改正はしてませんけれども、そこに向けて室をつくって、しっかりとやっていきたい、ここの部分については、現有勢力、これは今、国保病院に保健師がいるだとか、それから、特養にもいるだとかという、こういう配置をしていますけれども、ここら辺の整理もかけながら、とりあえずは内部の中でその担う部分については強化をしながら、将来的には、これは充実プランの見直しのときにも触れさせていただきましたけれども、将来的にはさらに、例えば、専門職の社会福祉士が必要であるということであれば、これはまた状況を図っていきたいなど。

とりあえず、今、このまずは病院の役割分担ができました。それから、透析もやるということを決めました。今度は、ここの庁舎の北側のところでどういう配置をし、どういう施設、三つ言ってますから、この中身の議論をしていかなくはいけませんから、その中身を詰めていって、今度でき上がったかどうか稼働させるのか、当然、これは担い手の問題もあります。町で直営というのは余り考えたくないのですけれども、先ほど申し上げたとおり、福祉協議会が小規模多機能を担いたいよということで申し出もありますし、それから、既存のNPO法人との相談も含めて、早急にその検討する委員会を立ち上げたいなというふうに考えています。

そんなことで、逐次議会にも進捗状況なんかも報告をさせていただきながら、しっかりとした体制をつくり上げたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） やはり、どういうように人を確保していくかというのは、すごく重要で、やはりその確保の仕方にも問題があるのかなというふうに、実を言うと思っています。ちょっと時間がないので単刀直入に質問をさせていただきます。

今、足寄町の現状の残業代、約6,000

万が24年度新規予算で計上されています。それを、実を言うと、50%ぐらいカットして、その余った分に関して人員を増強できるような形をとっていただけないかなというふうに考えました。

ちょっと間違っただけではないのは、残業代をカットするというのは、ただカットするのではなくて、それは残業代を認めないということではなくて、そのカットした部分に関して、総額支払いは同じで、人員を何とか強化することはできないかなというふうに考えました。

それで、今現状で、去年の予算書より1,000万下がっていますね。ですから、足寄町として残業代を下げていくという努力をしているというふうに私も思っております。将来的にこの残業代をカットして、結構金額的に大きいので、それを議会のほうである程度精査ができる、見えるような形にとっていただければ、町民の皆様もある程度残業代に対して納得がいただけるような形をとれるのかなというふうに、私は実を言うと考えております。

どのようにそれがやれるかどうかわかりませんが、方向としては、そういう方向を望んで人員を増強し、そして、残業代が見えるような形にとっていくというような形をどのように具現化していくのがいいのかなというふうには考えましたので、これを最後の質問として、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に、時間外の予算が4,000万を計上をさせていただくということでございます。参考までに申し上げますと、私が平成15年に首長に就任をさせていただきました。たしか記憶では、平成14年度の時間外の実績額は、たしか1億3,000万ございました。これは、ともかく切り詰めようというようなことで、これはどうしても時間外に仕事

をしなくてはいけない、あるいは日曜出勤等々があった場合については、振りかえで休むというような形でやってくれということで指示を出しまして、そういう意味では、50%以上削減をしてきたというようなことでございます。

6,000万と聞くと非常に大きいですし、6,000万があったら何人雇用できるのだよという、こういう議論にもなるというふうに思いますけれども、私どもの仕事の性格上、災害の問題ですとか、あるいは一定の決められた中で業務をこなさなければいけないというようなこと、それから、節目節目では大きな事業も抱えなければいけないということがありますから、当然、議員御指摘のとおり、時間外をともかく減らしていくのだというのは、これは私どもはもう可能な限りゼロというのはこれは大げさですけれども、可能な限り減らしていく努力は、引き続きやっていきたいなというふうに思っています。

また、一方で必要な人員の確保という部分につきましては、当然、事業の目的を達成するためには、これはやっぱり人がいないとできないわけですから、本当に絵にかいたもちになってしまいますので、それは、当然、必要な状況になれば、あるいはこの連携システムの構築の進行状況によっては、そういったことも十分考えられることだなというふうに思っております。

できれば、繰り返しになるのですが、担い手については、できれば社会福祉協議会、あるいは民間事業者、これは率直に申し上げます。本音を言わせていただきます。足寄町内で民間事業者が参入していただける可能性というのは、正直言って、都市部と違って非常に厳しいです、これは。

そして、あわせて、この4月からまた介護保険の報酬が、実は下がる改定なのです。下がるというのは、全部が下がるわけではないのです。24時間の介護だとか、それから、訪問看護についてはぐっと報酬が引き上げられるのです。ところが、一般の通所だとか、

そういった部分については、下がるということなのです。そうすると、これは正直言って、民間事業者の方はそれでなくても介護者の賃金が安いということで、介護する人のなり手がいないというのは、これは全国的な大問題になってきているのです。

ですから、ここは保険料との絡みもあるのですけれども、これは本当に小さな単位の一自治体、足寄町だけでは解決できないものではあるのですけれども、ここでやっぱり出てくるのは、公費投入だというふうに思っているのですけれども、残念ながら、今、国でも一体改革云々かんぬん、あるいは消費税の問題等々を含めて、いろんな大議論をしていますけれども、ここら辺の議論の行方も見定めながら、必要に応じては人員の増強もするし、また、当然時間外の縮減もやっていく、ただ、時間外も縮減して、こっちというのは、これはなかなか至難のわざで、言っている意味は十分理解できます。

そんなことで、間違いのない対応をしていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいですし、今後もいろんな御提言をちょうだいしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これで、1番、高橋秀樹君の一般質問を終えます。

次に、7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、公営住宅の寒さ対策についてであります。

足寄都市計画基本計画及び足寄町第5次総合計画実施計画に基づいて、公営住宅の建設が進められ、現在、入居されている方々は優先的に入居できるなというふうに思いますが、現在、入居されている方々には、建てかえの時期や、いつごろまで入居できるのかなどについて知らされているのでしょうか。知らされていれば、それまでは我慢しよう思う

方もいらっしゃるでしょう。あるいは、知らされていないければ不安もあるというふうに思います。

そこで、年度ごとの建てかえ計画と現在の公営住宅の入居可能戸数、及び実際の入居戸数について伺います。

各年度ごとに随時入居していくことになるのでしようが、それまでの間にまだ何シーズンかの冬期間を過ごさなければなりません。特に、ことしはしばれがきつく、西町9丁目下愛冠3、4丁目の住宅では、水道管の凍結や窓、玄関ドア、玄関ドアの上の窓などの結露、そして、結露による凍結もひどく、入居者の方々が大変難儀されていました。玄関は、天然冷蔵庫として使い、出入りはベランダ側からする。玄関ドアに段ボールを当ててすき間風を防ぐ、結露を防ぐなど、さまざまな工夫、努力をされています。

老朽化と構造的な問題もあり、根本的には建てかえることが一番の解決策ですが、当面、高齢者などが自助努力だけでは対応できず、要望のあるところについては、冬期間、少しでも暖かくも、安心して暮らしていただくよう、対処療法的な改善措置をとることができないか、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の建てかえ対象住宅の入居者への建てかえ時期と入居可能時期の周知についてですが、公営住宅等長寿命化計画に基づき、まずは北星団地から解体計画順に36戸の入居者について建てかえ計画の周知と建てかえ後の入居の意向調査を実施をいたしました。

調査内容につきましては、建てかえ住宅に入居するか、ほかの団地への入居を希望するか、または入居を希望しないかということに絞っての調査としましたが、次の調査では建てかえ時期及び入居期限等を盛り込んだ、より具体的な調査を実施する予定であります。また、これからも順次解体予定住宅の入居者

対しまして意向調査を実施してまいります。

2点目の年度ごとの建かえ計画と、入居可能戸数及び入居戸数についてですが、この点につきましても、公営住宅等長寿命化計画に基づき、旧足寄保育所跡地に平成25年度と26年度の2カ年で16戸、さらには役場庁舎北側用地に平成27年度から31年度までに52戸を、また、美盛団地に平成31年度と32年度で20戸を建設する計画であります。

次に、現在の入居可能戸数につきましては386戸であり、そのうち実際の入居戸数は368戸であります。

3点目の老朽化した北星団地及び美盛団地の対処療法的な改善措置についてですが、ことしの寒さは例年になく厳しく、特に老朽化した2団地の入居者の方々にとっては、大変な御苦労があたりになったかと思えます。

このような中で、この冬も入居者の方々からの要望で水道管・配水管の凍結時の対応、玄関ドアの改修、臭気抜き換気扇の改修等、部分的なことについては随時対応してまいりました。

また、過去にアルミサッシの設置や玄関ドアの交換等、寒さ対策としての改善については実施しておりますが、構造的な改修については、解体予定である住宅ということで、建てかえの方向で考えております。

冬期間少しでも暖かく暮らしていただけるための対処療法的な改善措置については、いただいた要望の中で可能なことについて、今までどおり予算の範囲内で対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番 田利正文議員。

7番（田利正文君） 今の答弁の中で、入居可能戸数386戸、実際に入っているのが368戸ですね。随時建てていくとしても16戸、52戸、20戸で、数としては合わな

いと思うのです。もちろん、調査の中で明らかになることでしょうけれども、建てかえても入らないと、この機会に別のところに行くという方も出てくるので、最終的には帳じりが合うということになるのかなと思いますけれども、その辺のところもし詳しくつかんでいるのであれば、知りたいと思いますけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

まず、今、保有戸数の話と、今後の建設の話もしましたけれども、実は、これは平成23年度に策定をした足寄町の公営住宅等長寿命化計画で決定をしているものでありまして、23年度は、公営住宅の保有戸数は400戸でありましたけれども、その時点で今後23年度から平成32年度までの10カ年の計画を立てています。

そういった中で、耐用年数が切れてきたり、そういったことで建てかえする戸数を決めているわけですが、もう一つ、一番大きな要因は、人口推計でございます。人口推計に基づいてその比率の戸数を削減しているわけであって、私どもの町は400戸今現在あると言いましたけれども、23年度時点では、いわゆる民賃率と公営住宅の保有率というのがあって、どちらかということ、言葉は悪いですが、田舎町の割には民賃率、民間の住宅といいますが、借家住宅の戸数が以外にも多いのです。それと、公宅、いわゆる会社の住宅、ここは土木現業所であったり、国の開発だったり、そういった自衛隊さんであったり、そういったことでそこの保有戸数も多いわけで、そういったなかで、公営住宅は一定の基準に基づいて必要戸数を算定しているところであります。

そういった中で、今後、平成32年までに68戸、実は減らす計画になっています。具体的な話になりますと、前期後期にこの計画はなっておりまして、前期26年までの4年間の計画になっていて、27年度以降、32

年までが後期計画になっています。

当然、その時々々の住民ニーズ等々を把握をしながら後期については見直しをしていくということをごさいますして、先ほど申し上げた保有戸数を必ずしも、場合によっては用途廃止をしないで一定の戸数を温存するといいますが、戸数を確保していったり、一部によっては建てかえたりするということで、公団の方については、かなり数字的にはファジーな計画になっているということをごさいますしていただきたいと思います。

今、先ほど言ったことに戻りますけれども、386戸のうち、18戸が空き家になっていて、入居可能戸数が368戸という話をした、その部分だと思えますけれども、実は、これは18戸なぜ空き家になっているかというと、今議会の冒頭に行政報告をした火災の関係で2戸、残り16戸の内訳でありますけれども、一応、震災対応ということで3月いっぱいまで北海道の方からそういった要請もあって、被災地の方がいつでも入居できるようにということで、10戸確保してあります。これは、政策的な空き家になっているわけでありまして、それと、あと6戸合わないわけですけれども、6戸については、かなり修繕をしなければ入れないというようなこともあって、ここはいずれ解体をする場所ですので、これは空き家状態にしているということで、合わせて18戸が空き家になっておりまして、368戸入居可能というお話をしたところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 田利正文議員。

7番（田利正文君） 理解力が足りなくて、16戸、52戸、20戸と建てていきますよね。けれども、古いところで言えば、下愛冠なんかが一番古いところなんかを随時壊していくと、そのときの副町長に言わせるとファジーだと言ってましたけれども、入居戸数と、それから、今入っている方の数、きちっとうまくリンクするのかなという感じが

あったものですから、そこをもうちょっと説明いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 今回、質問がされているのは、恐らく美盛団地と北星団地の、大きな団地でいけば2か所のお話でありますけれども、今回、長寿命化計画で計画している部分でいきますと、美盛団地はすべて建てかえをします。その時点では戸数は8戸減になります。

その減は、なぜ減になるかということ、住民要望というよりも、敷地の中に従来は長屋建てでかなり狭隘に建ててきたのですけれども、敷地の面積上、今の公営住宅の環境基準といいますが、そういった部分では隣棟間隔だとか、いろんな決まりがありまして、そういったことで配置をしていくと、やっぱり戸数は減らさなければいけないということで、美盛団地は28戸あるのですけれども、20戸にします。ですから、これは住民要望で入る人がいないからかということではございません。

次に、下愛冠でありますけれども、下愛冠には下愛冠と北星団地二つあります。下愛冠団地については、今現在、すべて建てかえをしまして、56戸保有をしております。一昨年、56戸だと思えますけれども、解体をしたところは今空き地になっています。その隣に北星団地というのが120戸ございます。この120戸については、計画ではすべて用途廃止をして、町中に移築といいますが、町中で建てかえをするということをごさいます。そのときに120戸を壊すのですけれども、すべてを町中に建てられる状況にはなっていません。そこが先ほどちょっとファジーな話をしましたけれども、今後、下愛冠の入居者、北星団地の入居者といういろいろ相談をさせていただいて、一つ一番大きなのは交通アクセスの問題があって、お年寄りがやっぱり町中から2キロも離れたところの住宅でいいのか、悪いのかというようなこともあって、私どもとしては、やっぱり町中居住にシフト

をしていくといったことで、町中に公住用地も確保をしているところでありますけれども、ただ、大きな問題は、入居者のニーズで一番大きいのは家賃の問題です。今、現在の家賃というのは、それぞれ所得で決まりますので、個々人ばらばらです。ただ、平均的にいけば1万円以下でほとんどの方は入居をされています。下愛冠、美盛も共通でありますけれども、ところが新しい住宅をつくると、どうしても幾ら所得が低くても何千円という家賃にはなりませんので、どうしても2倍以上、安くても1万円から2万円の家賃になります。この家賃の減免というのは、ルールでできないことになっておりますので、どうしても応能応益で家賃算定をしなければならないという形になっております。

そうなってくると、やっぱり町中で住環境が整ったにしても、なかなか正直家賃の問題もあって、遠いけれども下愛冠にどうしたいですとか、そういったことの要望がなされるのだらうかと、一方で。絶対出るかどうかというのはわかってませんが、だから、そういったことも含めて、公団の部分については、北星団地は一番最終的には32年までに壊す予定になっておりますので、10年後の話ですので、その辺がそういったそれぞれの経済的状況だとか、いろいろなこともかんがみて保有戸数の最終調整は北星団地でさせていただきたいというのが具体的な話になっているところであります。

一方、冒頭申し上げましたように、下愛冠団地で一昨年に56戸だと思っておりますけれども、解体したところが空き地になっております。この部分の対応なのでありますけれども、実は国道がもともとはふるさと銀河線があって、いわゆる跨線橋といったと思うのですけれども、団地を分断して、道路が線路の上を通っているものですから、それがふるさと銀河線が廃止になった以降、開発ともいろいろな部分で協議をさせていただいています。

足寄橋、国道に橋がかかっているかと思い

ますけれども、あの橋が河川の改修に影響といたしますか、河川改修に引っかけ、橋の作りかえがされるのだそうです。ただ、今現在、豊栄橋のほうが先にかかっておりますので、あの事業が終わった後、27年以降に足寄橋のたてかえがされるといったことで、そのときに国道の道路線形がこういった形で、今のままなのか、それとも違う場所に国道を切りかえるのかというのが、今のところ全く決まっていないので、それで下愛冠団地を空き地にしているというような状況もあります。そこは、跨線橋がなくなって、町有地に返還といたしますか、もともと町有地だったのですけれども、戻ってきた段階で一定の計画の見直しをしたいと、下愛冠団地の。そんなこともあって、正確に何戸建てて、何戸空き家になってとか、そういう数字が若干ファジーな話だということをお先ほど、冒頭申し上げたというのは、そういった理由がありますので、一定の御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 7番 田利正文議員。

7番（田利正文君） わかりました。

今の答弁で32年までということですがけれども、まだ10年あるといこうとですね。

私が質問した、まだ何シーズンかなんていうレベルではないということになりますね。

それで、下愛冠ですとか、西町9丁目、実際にお邪魔して見てまいりました。そうすると、玄関をあけて入ります、閉めて振り返ったら玄関のドアのたてとか、下とか、1センチほどのすき間があいているのです。そのときは一番寒いときでしたから、玄関のほうを全部結露ができて、冷蔵庫のフリーザーみたくなっているのです。このまま置いていたらあきませんよねと言ったら、あかないと言っていました。だから、毎日取らなかつたらあかなくなるのですね。だから、そういうふうにして、最初からあかないということを前提にして、そこをあけないと、冷蔵庫がわりに使っているという方もいらっしゃいました。

だから、出入りはベランダ側からするという
ことなんですね。

これは本来であればバスはユニットバスに
するとか、水道管が天井の裏を走ってました
から、天井の下に出すだとかということをし
て、凍結防止用の被覆をするだとかというこ
とをやれば一番いいのでしょうけれども、そ
んなところに金をかける、ちょっと無駄だな
というふうに思います。正直なところ。それ
で、あえて対処療法的な措置ができないかと
いったことなんですから、これは私の実
体験からあるのですけれども、秋口のまだ暖
かいうちに玄関のすき間であればスポンジの
ついたすき間テープがありますよね。あれを
張ってもら。それから、玄関ドアには1セ
ンチぐらいの断熱材を両面テープで張って
もら。それから、玄関の上なんかの窓なん
かについては、エアキャップって、業務用の
50メートル巻が売ってますから、あれを
買ってくると何十件分かとれるのです。それ
で、二重か、三重なりして、下手したら画
びょうでもいいのです。とめておくと結露は
起きません。ということもできますので、1
件につき何万もかけというわけではなくて、
ほんの少しの額で高齢者の方が結露でドアが
あかなくなるなんていうことがないような
ところにするのが可能ではないかという思い
があるのです。

それで、これもですけれども、全部にそう
いうふうにするべきだと言ってません。もち
ろん自分で対応されている方もいますから、
なおかつ自分で対応できなくて困っている方
、要望があった場合には、速やかにそういう
対応をしてもらえないだろうかということで、
もう一度聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 冒頭、町長も答
弁いたしましたけれども、寒さ対策につい
ては、今、議員御指摘のとおり抜本的な改
善については、将来建てかえを前提にして
おりますので、できないということは御理
解を願いたいと思いますけれども、一部
対処療法のお

話でありますけれども、今現在も本当に戸
があかなくなると、そのまま町は何も対
応しないかということ、そういうことはし
ていないつもりです。一定程度、当然、家
事、いろんな問題もあるわけであって、
玄関があかないということは、行政とし
てもそれを見過ごしていくという状況に
はありませんので、当然、入居者の皆さ
ん方と相談をさせていただいて、それな
りの対応をさせていただきたいという
ふうに思います。

ただ、季節的な問題、異常気象の問題
等々で一部は御迷惑をかけたのかなとい
うことは十分理解をしているところであ
りますので、今後については、最低限、
できる範囲というのはありますけれど
も、そういった対症療法的な対応につ
いても対応させていただきますので、
御理解のほどをよろしく願いたい
と思います。

議長（吉田敏男君） 7番 田利正文君。

7番（田利正文君） わかりました。

入居されている方の御意見をしっかり
聞いていただいて、現場も見ていただ
いて対処していきたいというふうに
思います。

次に移ります。

学校給食の食材の放射線測定器の購
入について伺います。

福島原発の事故が依然として終息し
ていない中で、食品の放射能汚染の不安
が続き、食品の放射線物質の検査結果
を確かめたいという消費者、保護者
がふえ、自治体への検査要望も強ま
っています。

また、独自に器機を購入する自治体
もふえています。勝毎の記事によると、
帯広市は学校給食用に購入する食品
の放射線測定方法について、調理前
に食材ごとに行う考えをしめした。
帯広市が購入する予定の放射線測定
器は、ヨウ素セシウム134、137を
測定できるもので、1リットルの容
器に入れた場合、15分で結果が出
るとい、購入価格は394万円の補
正予算を計上し、この放射線測定器
を保育所給食にも活用する考えがあ
ることも示したと報道されています。

国の助成制度で地方消費者行政活性化交付金というのがあり、2011年度までの執行予算ですが、都道府県の申し出で1年間延長できるとし、消費者庁は、ほとんどの都道府県が延長するのではないかと述べています。足寄町においても、学校給食センター、保育所の食材の放射線測定検査と器機の導入が必要かと思いますが、町長の所見を伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 学校給食の食材の放射線測定器の購入についての御質問でございます。お答えをいたします。

食品の放射線物質の検査のための器機を購入する自治体もふえていることから、足寄町においても学校給食センター、保育所の食材の放射線策定検査と器機の導入が必要との御質問でございますが、小中学校及び保育所等において提供している給食の食材については、産地において、出荷前に検査がなされ、食品衛生法に基づき、安全が確保されていると考えております。

また、厚生労働省では、食品中の放射性物質の規格基準の見直しにより、本年、4月1日から新たな基準値のもとで引き続き円滑に検査が行われるよう、検査体制の整備等に支援に最大限努めるとともに、幅広く国民に対して新たな基準値に関する理解を深める取り組みを進め、食品の安全、安心を確保することとされたところであります。

このことから、現在においては、町独自で放射線検査器機を導入し、測定する考えはありませんが、子供たちに安全で安心できる給食を提供することが最も大切なことですので、国や北海道の動向を注視していくとともに、十勝管内等の情報収集や状況を見ながら、引き続き検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問、7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 今の答弁の中で、国

や北海道の動向を注視していくとともに、十勝管内等の情報収集をしていくというふうにありましたが、放射線の影響に二つあるのだそうです。その中の一つに今回の問題が一番かかるのではないかと思うのですが、確率的影響というのがあるというのです。わかりやすく言うと、がん当たりくじ型影響というのだそうですけれども、宝くじを1,000枚買って1等に当たろうが、1枚買って1等に当たろうが1等には違いありません。1枚よりは1,000枚の方が当たりやすいということです。これと同じく、放射線も多く浴びたほうががんになりやすいということです。

がん当たりくじは、買わなくても当たりません。そして、当選は、商品の発送をもってかえさせていただきますということで、がんになって初めて自分ががん宝くじに当たったのだということがわかる。それが放射線の影響によるものかどうかということは、特定できるのに20年から30年かかるそうであります。だから、結果的には、数十年たたないと確率的にわからないということなのだそうです。

それで、足寄の子供たちが直接大量の放射線を浴びることはないと思います。それで、一番心配されるのは、食物連鎖で濃縮された食物を食べることなどによるがん当たりくじを引かないようにすること。子供たちは成長の真っただ中なので、細胞分裂も盛んで、大人に比べると放射線の影響を受けやすい、可能な限り危険なものを取り込まないようにするチェック体制が必要だという思いで質問させていただきました。

内部被曝を減らすためには、一つは、食品の放射能汚染を規制し続けること、二つ目は、事態を侮らず、理性的に恐ろしがること、三つ目は、産地で恐ろしがらずに、実態で恐ろしがる必要があると言われております。そのために、1%といえども危険性があるならば、その原因を取り除くこと、そのために必要なありとあらゆる方策を検討すべきだというふうに考えています。

検討するということですので、改めて今の点も含めて再度答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

当然、議員も仰せのとおり、十勝管内の状況も新聞等で報道もされていますし、それから、とりわけ帯広市が具体的な器機の購入にも踏み切るといようなことでもございました。

実は、私も情報収集もしております、実は、先日も帯広市に、これは民間の方がNPO法人を立ち上げて、検査する体制を整えたということで、実は、この方、足寄高校出身の方で、先日、訪問いただいて、詳しく説明もお聞きをしました。本当に、これは放射能というのは非常に危険な物質であります。ましてや目に見えないということもあると同時に、これは、ただ一方では、これは非常に判断が難しい部分もあるというふうに思っているのです。現実、放射線というのは自然界でも出ているということもありますし、身近でいけば、それこそ病院に言ったときにレントゲンなんかを撮るときも一定の放射線を浴びるといこともあります。

ですから、NPO法人の方が来て説明もいろいろ、るる聞いたのですけれども、検査結果ゼロというのは極めて、逆に言えば、これがいいとは言えませんよ、いいとは言いませんけど、実態としては、本当に、正しくゼロというのは、まずほとんどゼロとは言わないけどもほとんどないというような、何か変な言い方ですけども、そんなお話も聞いています。

そこで、今後いろいろ検討したいというのは、実際に器機を購入して検査をすることになれば、やっぱり当然専門の、それをちゃんと扱っても含めて分析といえますか、器械だけでなく、やっぱり技術屋さんみたいなのがいるそうなのです。そのNPO法人は、当然検査員もちゃんと採用して、検査体制を整え

たと、だから、もし足寄町でもということであれば、ここは一つ活用することがあるのかなと、毎日、毎日の食材を全部ということにはならないかもしれませんが、御案内のとおり、我が町では、今、給食センターと保育所のお話でありますけれども、病院も給食を出しています。特養も出しています。そういうところもありますから、これはまた関係機関が集まった中で、一方では安全だよということもお知らせするのも私どもの義務ということもあるというふうに思いますから、議員の御指摘のことも十分参酌をさせていただきながら、どういう形がいいのかと、今のところ全くそんなものしないよというつもりはございません。ただ、器械を導入してまでというのは、ちょっといろいろ考えるところがあるなというふうに思っていますので、そういった民間企業の活用等々も含めて、どちらの方向に行くにしてもお金がかかることでありますから、こまたできるだけ早く考え方の整理をしながら、また議会にも相談をさせていただきたいということで考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、7番 田利正文さんの一般質問を終えます。

次に、5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

最後の質問者になりまして、傍聴の皆さんもお疲れのことと思いますが、緊張感を持って頑張りますので、よろしく願いいたします。

質問事項でございますが、子供が消費トラブルに巻き込まれないための学校教育の取り組みでございます。

近年、悪質商法などによる消費者被害問題が全国的に多発し、深刻な社会問題となっています。特に、被害者が高齢者、低年齢化に拡大していることから、国民の間に消費被害

に対する関心が高まり、政府は平成21年9月に消費者庁を創設されました。足寄町においても、旧法務局庁舎跡を整備して、新年度の4月中旬には、町民の皆さんが待望しておりました消費生活専門相談員が配置されて、不安や心配、悩み事のある相談者が落ち着いて相談ができ、環境もよく、体制も充実した消費生活相談所が開設いたします。

このたび質問いたします子供たちの消費者トラブルの事例を見ますと、年齢を問わない無差別的な勧誘と販売方法に巻き込まれています。現在は、インターネットの普及により、首都圏と地方との格差の壁がなくなったこと、小学生、中学生にも携帯電話を持つ子供がいて、また、子供の旺盛な好奇心や積極的な消費への要求が災いして、インターネットや携帯電話のオンラインサービスに関連するトラブルに巻き込まれています。

今回、私は、足寄町の子供たちに賢い消費者になるためのしっかりした教育を受けていただきたいとの思いから、以下、質問をさせていただきます。

1点目、国民生活センターの発行する子供サポート情報を見ますと、小学生の男の子、女の子がオンラインゲームとネット上の着せかえゲームによって、それぞれの高額な金額を請求された事例があり、また、中学生の男女生徒の事例では、携帯電話のさまざまなサイトを見ているうちにアダルトサイト、また、出会い系サイトにつながり、高額な金額を請求される等の事例が紹介されています。

全国の子供たちがさまざまな消費トラブルに巻き込まれていることから伺いますが、足寄の子供たちに消費トラブルに巻き込まれた事例はないのか、伺います。

2点目、消費者庁関連法の審議において、消費者安全法に消費者教育が盛り込まれ、学校教育にて消費者教育が取り込まれてきましたが、審議で効果が十分でないとの指摘もあって、教育基本法改正の中で学習指導要領等のポイントの重要事項に入れて、中学校では消費者教育の内容及び方法を充実して、授

業にするとあります。小中学校の授業等は、地元教育委員会の判断にゆだねるところが多くあります。足寄町の中学校では、ことし4月の新年度から授業として実施するのか伺います。

3点目、国民生活センターや全国の消費センターに寄せられている子供にかかわる消費生活相談件数は、年々急増していて、トラブルに巻き込まれる年齢層が低年齢化していることから、私は、充実した学習を心がけてほしいと考えます。

足寄町は、消費生活専門相談員が配置され、改正も充実した消費生活相談所が開設されますが、教育委員会として、消費生活相談所などと連携して、専門家、有資格者による消費者教育の実施を考えてよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育委員長。

教育委員長（星崎隆雄君） 高道議員の一般質問にお答えいたします。

子供が消費トラブルに巻き込まれないための学校教育の取り組みについての御質問の1点目、足寄の子供に消費トラブルに巻き込まれた事例はないのかとの御質問であります。住民課に確認したところ、町内における消費生活相談事例として、昨年の6月に中学生か高校生なのか確認はしてありませんが、電話による相談が1件発生しております。内容としては自宅のパソコンで、インターネット中に高額な請求画面が出るサイトにアクセスしてしまったという事例でありました。その後においては、子供に該当する消費生活相談は発生していないとのことであります。

2点目の足寄町の中学校では、新年度から授業として消費者教育を実施するのか、との御質問であります。足寄中学校では家庭科において訪問販売等の場面を想定した学習やクーリング・オフ等の授業について、今までも実施してきており、今後も継続して実施するとのことあります。

3点目の、教育委員会として足寄町の消費

生活相談所などと連携して、専門家、有資格者による消費者教育の実施を考えてよいのではないかと御質問であります。小学校では、家庭科において物や金銭の使い方と買物について指導するということが主であり、小学生の段階ではどのような内容を指導すべきか十分整理した上で消費者教育実施の検討が必要となります。中学校では、学校現場が必要と認め、効果等を考慮した中で実施することは可能とのことであり、今後、学校とも十分協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 再質問をいたします。

ただいまの御答弁で、足寄町にも全国的に発生している事例があるということが足寄町にも起きているということがわかりました。この子供の消費者相談というのは、大人もそうなんですけども、事例によっては、警察に相談に行ったりとか、それから、足寄の地元では嫌なので、この内容を相談するのはとても嫌だということで、他町村に相談に行く場合もございます。現実には毎年帯広とか札幌センター等からも足寄から何件かありますという報告を伺っております。そういうことで報告があった事例は、今回は1件ではございましたけれども、氷山の一角なのかなという思いもしております。潜在している子供の消費者トラブルは、足寄町にも多々あるのではないかと考えております。

昨年12月に、国民センターは、子供の消費者トラブルの現状を発表して、子供の消費者トラブルが年々増加されている実態が明らかにされております。その中で、最近の子供の消費者トラブルの大きな要因は、近年の急速な高度情報化の進展と、経済の変化により、携帯電話を持つ子供が増加していることが大きな原因ということで、携帯電話の持つ増加と比例して被害が拡大しているとも述べ

られておりました。これは、足寄の子供たちも同じことが言えるのではないかなと思うわけなのでございますが、携帯電話で消費者トラブルに巻き込まれていることが多いことから、私は、学校での携帯電話の把握は必要ではないかなと思うわけです。

そこでお尋ねしますが、1点目には、生徒の携帯電話の保有の実態と個数というか、パーセントというか、その把握はされているのか、伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

小学生の携帯電話の保有率についての御質問でございますが、中学校では、中学3年生の保有率について、昨年9月に調査した結果、28%程度の保有となっております。

なお、小学校の調査は実施していないということでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） わかりました。

小学校はまだ実施していないということで、中学生は28%ということではございました。

それで、携帯電話は消費者被害の問題だけにとどまらず、授業中の友達からのメール交換とか、ネットのゲーム等の問題が発生していることから、登校時における学校での指導と、それと、携帯電話を保有する生徒全般に対する全般的な指導はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

最初の中学校における登校時におけます携帯電話の所持についての指導でございますが、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであること、また、児童生徒が授業等に専念できる環境をつくり、学校での教育活動に支障が生じないようにする必要があるので、学校への持ち込みは原則禁止することを基本として指導をしてござい

ます。

次に、中学校におけます携帯電話の保有にかかる生徒指導についてどのように行っているかという御質問でございますが、これらにつきましては、携帯電話保有にかかる生徒指導としまして、足寄中学校では、折に触れて生徒何度も何度も携帯電話のトラブル解消に向けまして、インターネット上の子供たちに見せたくないサイト等、有害情報が含まれるサイトを制限する機能でありますフィルタリングについての指導等を行っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） わかりました。

私は、このたびの質問に当たりまして、平成23年度までに、十勝管内で外部講師による消費者教育の実施という、学校教育現場でゲスト授業というのでしょうか、専門家による消費者教育の実施をされた学校がどこかあるかなということで、私なりに知れる範囲で調べました。ところが、十勝管内には23年までに9校の学校が実施しておりました。

外部講師ですから、専門家なのですけれども、どういう実施方法、さまざまでしたけれども、いずれの学校も地域の実情にあわせた学習を行っています。教科書とか、家庭科で1時間、2時間やる。それも大事、基本的なことを勉強するのも大事なのですけれども、そういう学習、その地域にあった専門家からの学習です。上士幌町の中学校にあっては、防犯指導とあわせて実施しておまして、例えば、携帯犯罪についてとか、それから、実例をドラマ化したDVDの被害の実例のドラマを映像で見せるとか、それから、ネットでの商品購入に潜むわなについてとか、そういうことを上士幌中学校ではやっておりました。

それから、隣の陸別中学校では、PTAが主催者となって、生徒、教員、PTA、一体の取り組みを実施されておりました。これもやはり特徴がありまして、携帯の正しい使い方、それから、被害に遭ってからでは遅いの

で、被害の未然防止のことを目的とした、そういう取り組みをやっているということで、複数の学校でゲスト授業、そういう専門家により行っておりました。

足寄においても、私は、学校では教育の中ではやっているという御答弁でしたけれども、先生と生徒、PTA共同の消費者教育を実施していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（田中幸壽君） お答えをいたします。

教員、あるいはPTA等、保護者への消費者教育についての御質問でございますけれども、考えますと、各学校に今現在開設されております家庭教育学級の中で、授業計画として講座等を取り組むことは可能でありますし、また、この家庭教育学級には教員の参加もされるということもございますので、家庭教育学級の中でそれを活用しての実施というのは可能ではないかと、また、そのように指導していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） わかりました。

家庭教育学級という講座の中で、ぜひ、カリキュラムの中にそれを取り組んでいただいて、専門家、そういう講師を招いてのPTAと生徒と先生の共同の一体化した、よろしくお願ひしたいと思います。

次にでございますが、中学で学ぶ消費者教育には、消費者の基本的な権利や責任など、民法、刑法などの法律もかかってきます。生徒に教える先生にしてみると、今もすばらしい頭脳と知識がございますが、専門的な今以上の知識が必要になってくると思います。特に、被害事例など、そういうこともやはり知っているの知らないでは、生徒への説得力が違ってくると思うのでございますが、中学校の先生、足寄中学校の場合です。先生は、そういう講習会とか、そういう参加しまし

て、専門的な講習会とか、基本的な学習とか、そういう修得が終わっているのか、そういう研修を受けている経過があるのか、教科書ではなく伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（加藤和弘君） お答えたいします。

教師が専門的な研修を受けているのかという御質問でございますけれども、足寄中学校では、現在までに消費者教育指導者要請講座等の受講はしておりませんが、今後、受講につきましては、前向きに検討していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 大変前向きな御答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思いますが、教育長は、平成24年度の教育行政執行方針の中で、平成20年3月に小中学校の学習指導要領が改正され、中学校は平成24年度から前面実施したいと、次のように、先日、執行方針を述べられました。学習指導要綱改定の理念である生きる力をはぐくむため、基本的な知識、技能の修得、それを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けると述べられ、そのために学校だけではなく、地域や社会が連携し、社会全体で子供たちの教育に取り組むことが重要でありますと述べられておりました。

学校、家庭、地域が相互に連携、協力して、社会全体で取り組むことにより、学びの質を高める教育の充実に努めてまいりますと言われております。

今回の質問で、大変前向きな御答弁ございましたので、しかし、消費者問題は多岐に渡って、大変複雑な問題もあることから、国、または地方公共団体の資格を持った、例えば弁護士さんとか、それから、消費生活専門相談員さんとか、そういう講座は、実務に基づくもので、先生方にも大変参考になると思います。ことしはぜひとも専門家、有資格

者による消費者教育を開催していただきますように要請いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、5番、高道洋子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は、全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月19日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 3時49分 散会